

平成22年2月19日

国家公務員倫理審査会

公務員倫理に関するアンケート調査結果について

国家公務員倫理審査会では、市民モニター及び有識者モニターから、公務員倫理についての意見・評価等を聴取し、国家公務員の倫理の保持のための施策を検討する際の参考とするため、それぞれに対するアンケート調査を行った。

その主な結果は、次のとおりである。

アンケート調査結果のポイント

1 倫理規程で定められている行為規制全般に対する印象

－ 制定から10年を経て、妥当と受け入れられている倫理規程

倫理規程で定められている行為規制全般について質問したところ、「妥当である」と回答した者は、市民モニターでは57.6%、有識者モニターでは76.2%といずれも肯定的な評価が多数を占めており、倫理法・倫理規程は、制定から10年を経て、概ね受け入れられている（別添1ページ）。

2 内部通報制度が有効に機能するために重要なこと

－ 匿名による通報への対応、外部窓口の設置

倫理法・倫理規程違反の未然防止と早期発見のための内部通報制度が有効に機能するためには、どのようなことが重要だと考えるかについて質問したところ、第1位から第3位までに選ばれたものの合計は、市民モニター、有識者モニターともに、「匿名による通報が可能であること」、「外部の通報窓口（弁護士事務所等）が設置されていること」が多かった（別添2ページ）。

3 倫理法・倫理規程違反の対応策として有効なもの

－ 処分の厳格化と違反行為の発生原因の分析・再発防止策

倫理法・倫理規程違反への対応策として有効だと思うものについて質問したところ、第1位から第3位までに選ばれたものの合計は、市民モニターでは、「違反に対する処分量定の厳格化」が最も多く、有識者モニターでは、「違反行為の発生原因の分析と再発防止策の策定」が最も多かった（別添3ページ）。

アンケート調査の概要

◇ 調査対象

- ① 市民モニター：広く国民の中から募集している国家公務員に関するモニター※¹ 500人
- ② 有識者モニター：全国の各界有識者に委嘱している公務員倫理モニター※² 200人

◇ 調査時期

- ① 市民モニター：平成21年11月18日～12月7日
- ② 有識者モニター：平成21年10月31日～11月25日

◇ 回答状況

- ① 市民モニター：回答者数 448人（回答率 89.6%）
- ② 有識者モニター：回答者数 189人（回答率 94.5%）

※1 人事院は、平成11年度より広く国民の中から国家公務員に関するモニターを募集し、応募者の中から年代、性別、地域等を考慮して選定した500人（20代（75人）・30代～50代（各100人）・60代～（125人）；男女半々；全国各地域別；自営業、会社員、アルバイト・パート、学生、主婦、無職等）に対してアンケート調査を実施している。

※2 国家公務員倫理審査会は、平成14年度より各界有識者（企業経営者、地方自治体の長、学識経験者、新聞社論説委員、労働組合役員、市民団体関係者等）200人に公務員倫理モニターを委嘱し、アンケート調査を実施している。

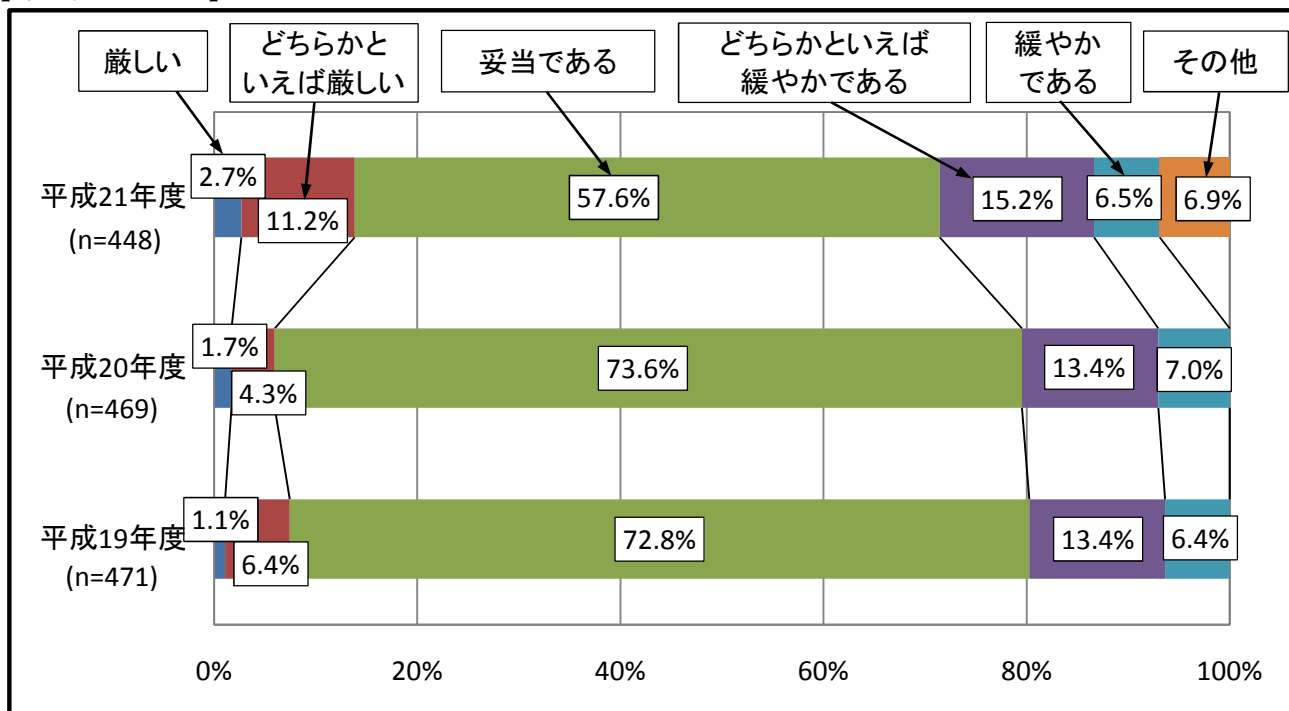
問合せ先	国家公務員倫理審査会事務局 首席参事官 阿久澤 徹 倫理企画専門官 小野 一敏 電話(03)3581-5344(直通)
------	--

1 倫理規程で定められている行為規制全般に対する印象

ー 制定から10年を経て、妥当と受け入れられている倫理規程

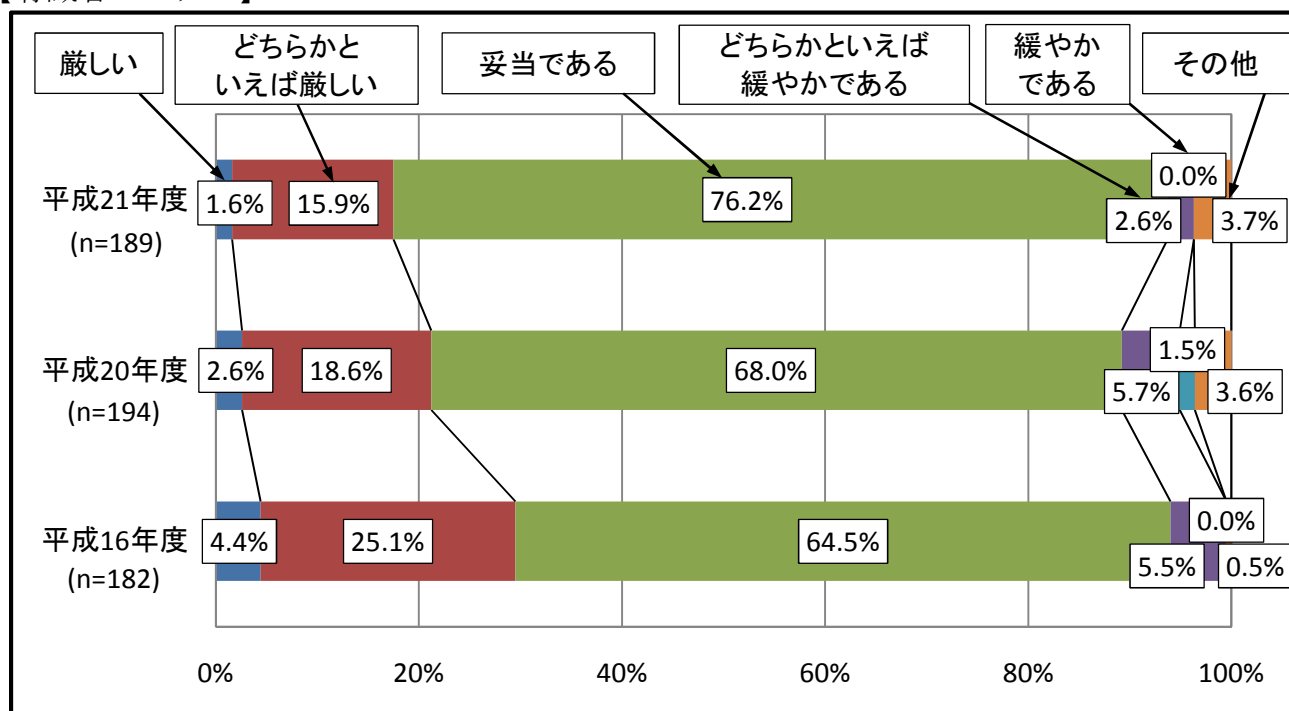
図1 倫理規程で定められている行為規制の内容全般について、どのように思いますか。

【市民モニター】



n：有効回答数（以下同じ）

【有識者モニター】

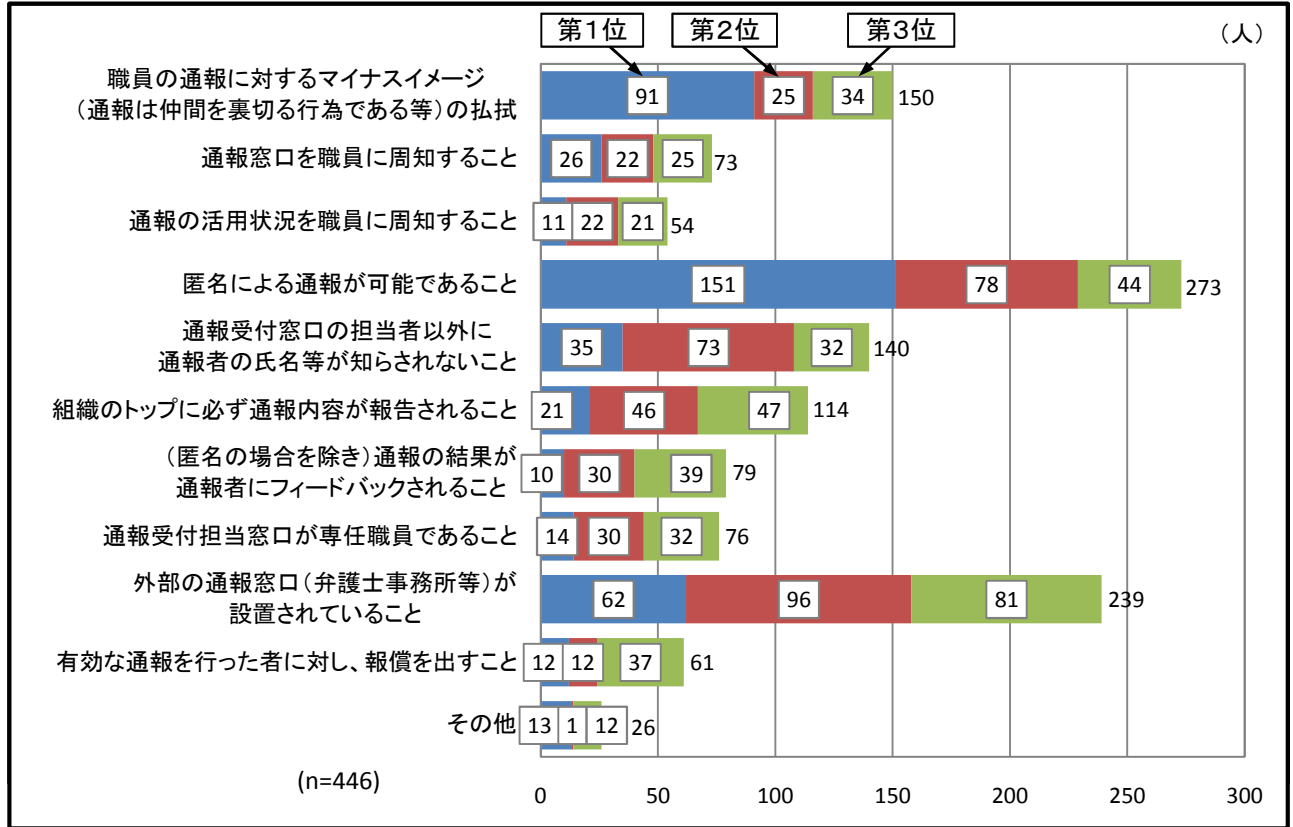


2 内部通報制度が有効に機能するために重要なこと

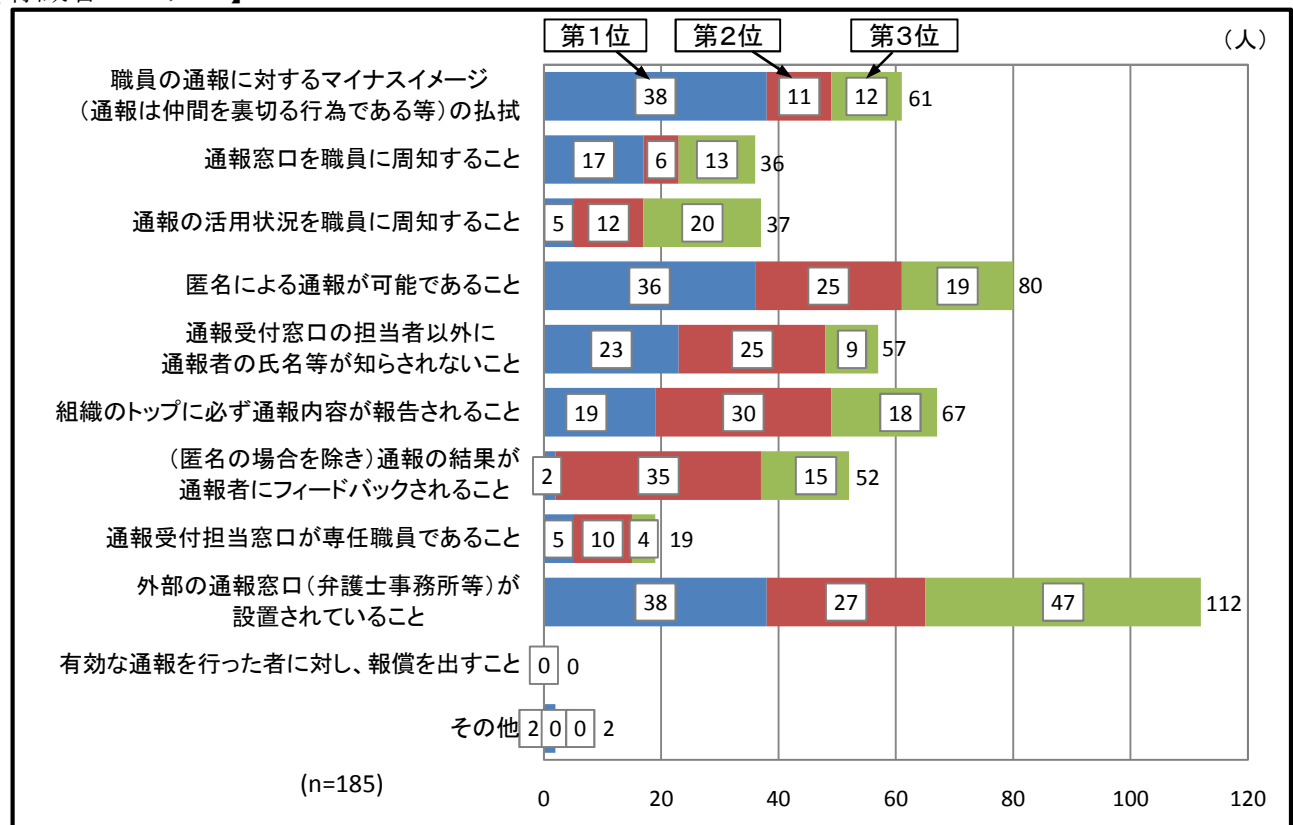
一 匿名による通報への対応、外部窓口の設置

図2 通報制度が有効に機能するためには、通報者が不利益を被らないようにすることのほか、どのようなことが重要だと思いますか。重要だと思う順に3つ以内でお選びください。

【市民モニター】



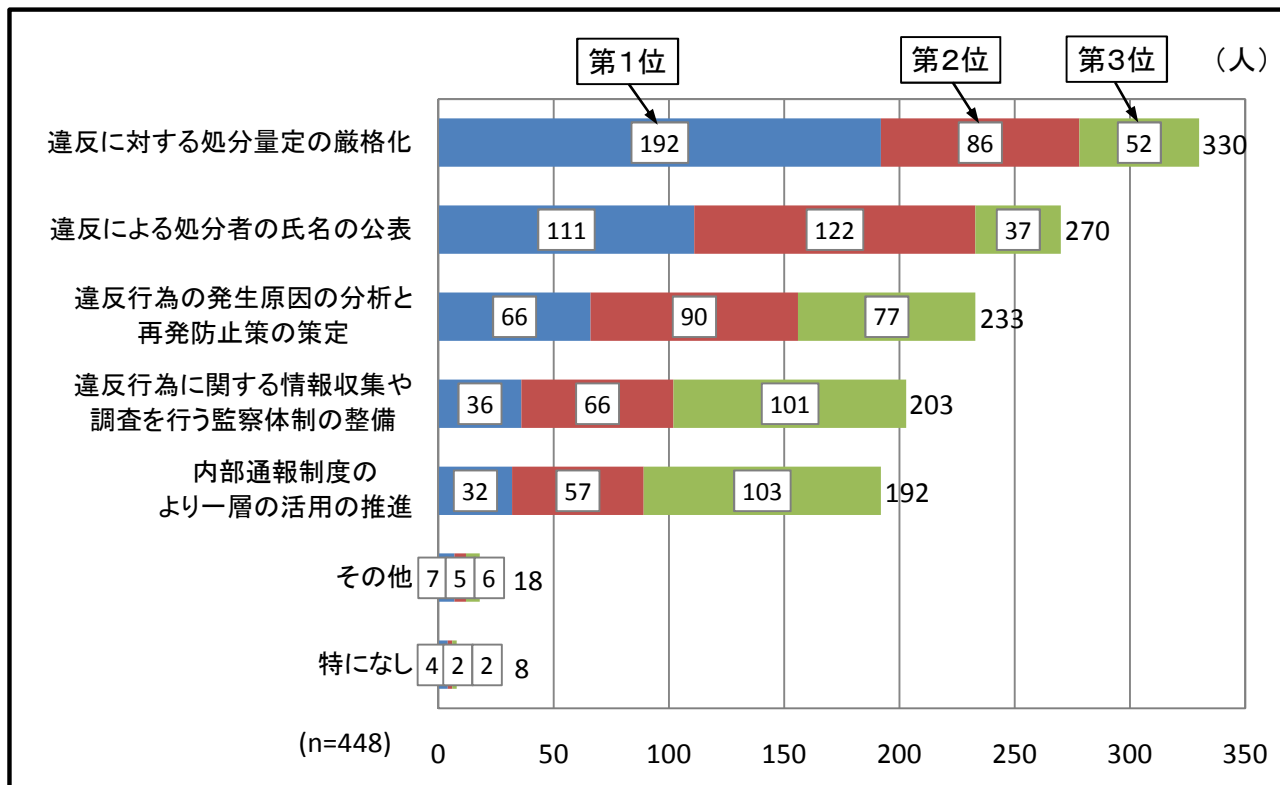
【有識者モニター】



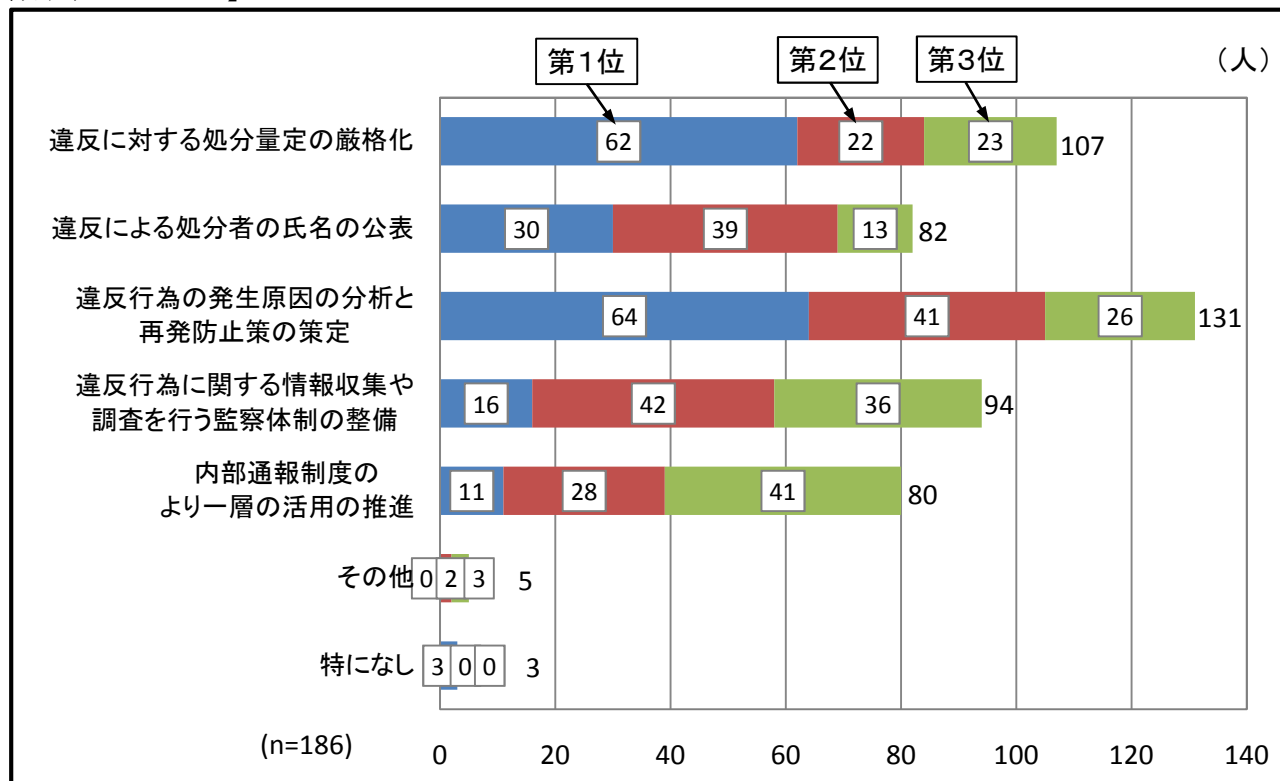
3 倫理法・倫理規程違反の対応策として有効なもの
 ー 処分の厳格化と違反行為の発生原因の分析・再発防止策

図3 倫理法・倫理規程違反への対応策について、有効だと思う順に3つ以内でお選びください。

【市民モニター】



【有識者モニター】



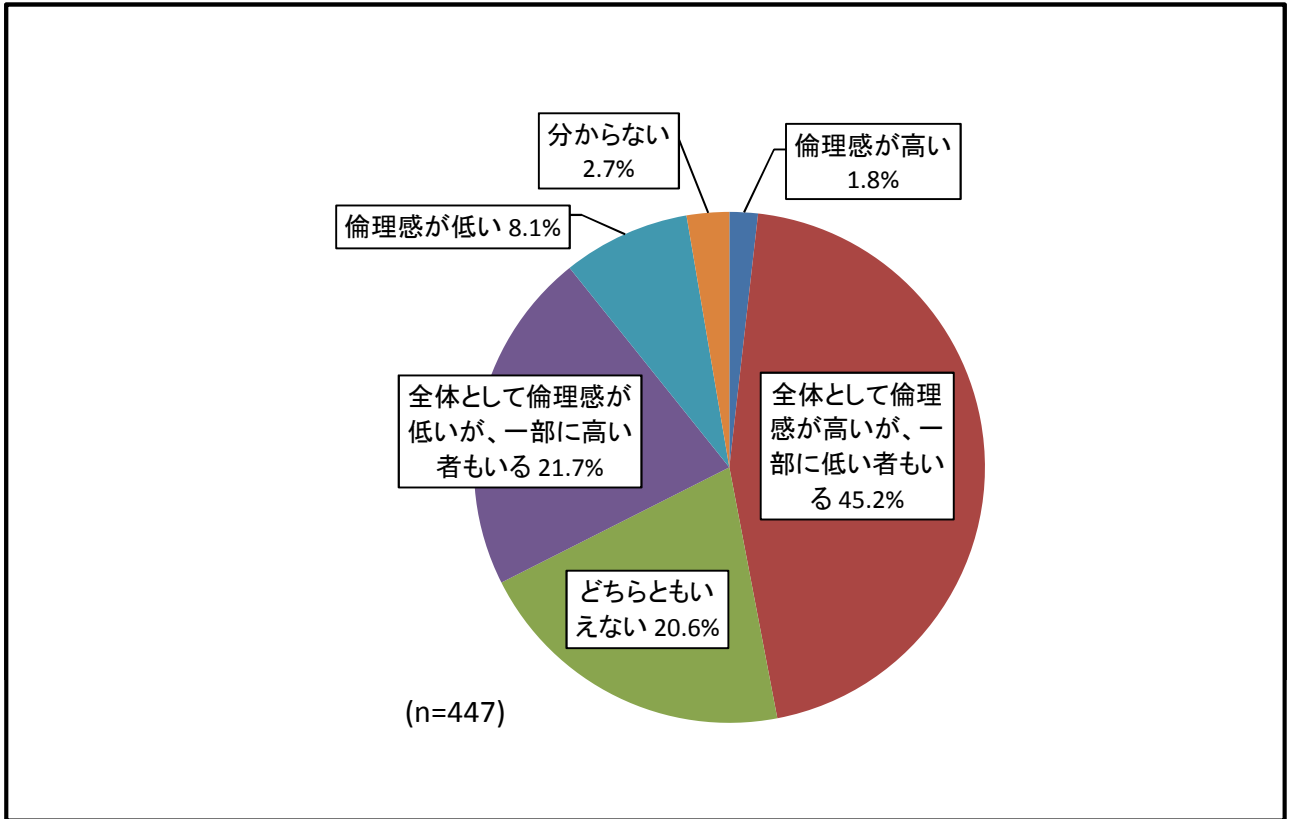
公務員倫理に関するアンケート調査結果

① 国家公務員に関するモニター（市民モニター）	1
・ 国家公務員の倫理感について（問1）	1
・ 国家公務員の倫理の保持の状況について（問2）	2、3
・ 国家公務員の不祥事で非常に問題だと思うもの（問3）	4
・ 現在、国家公務員として不足しているもの・更に求められるもの（問4）	4
・ 倫理法・倫理規程全般について（問5、問6）	5、6
・ 講演等の取扱いについて（問7）	7
・ 倫理審査会の活動等について（問8、問9）	8、9
・ 国家公務員の倫理意識を高揚する方策について（問10）	9
・ 国家公務員に対する倫理研修の効果を高める方策について（問11）	10
・ 倫理法・倫理規程違反への対応策について（問12）	10
・ 通報制度が有効に機能するために重要だと思うことについて（問13）	11
・ 意見・提言（問14）	12
② 公務員倫理モニター（有識者モニター）	13
・ 国家公務員の倫理感について（問1）	13
・ 国家公務員の倫理の保持の状況について（問2）	14、15
・ 国家公務員の不祥事で非常に問題だと思うもの（問3）	16
・ 現在、国家公務員として不足しているもの・更に求められるもの（問4）	16
・ 倫理法・倫理規程全般について（問5、問6）	17、18
・ 講演等の取扱いについて（問7）	19
・ 倫理審査会の活動等について（問8、問9）	20、21
・ 国家公務員の倫理意識を高揚する方策について（問10）	21
・ 国家公務員に対する倫理研修の効果を高める方策について（問11）	22
・ 倫理法・倫理規程違反への対応策について（問12）	22
・ 通報制度が有効に機能するために重要だと思うことについて（問13）	23
・ 意見・提言（問14）	24

① 国家公務員に関するモニター（市民モニター）

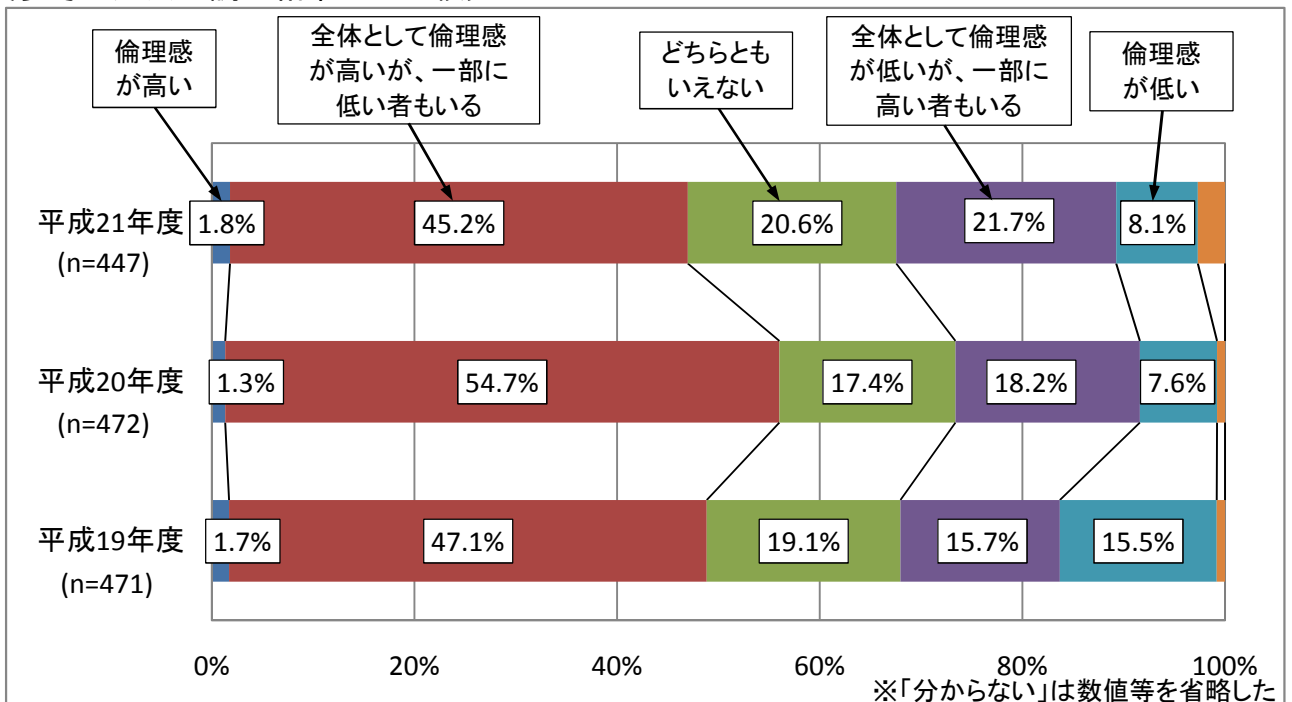
- 調査対象 広く国民の中から募集している国家公務員に関するモニター500人
- 調査時期 平成21年11月18日～12月7日
- 回答状況 回答者数448人 回答率89.6%

問1 国家公務員の倫理感について、現在、どのような印象をお持ちですか。

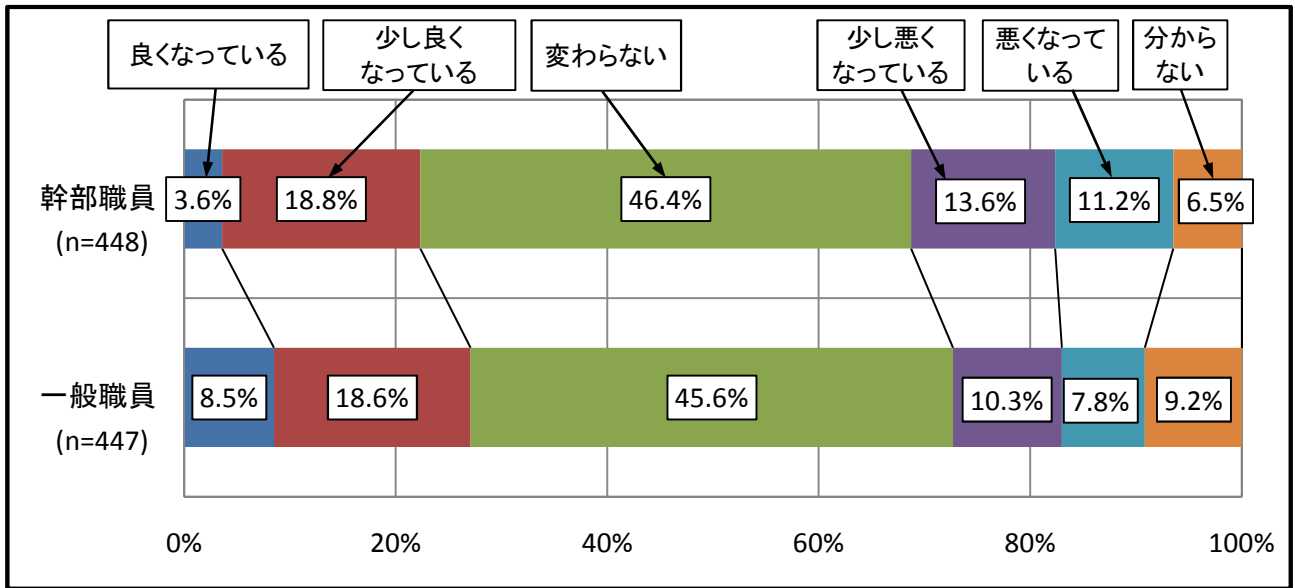


n：有効回答者数（以下同じ）

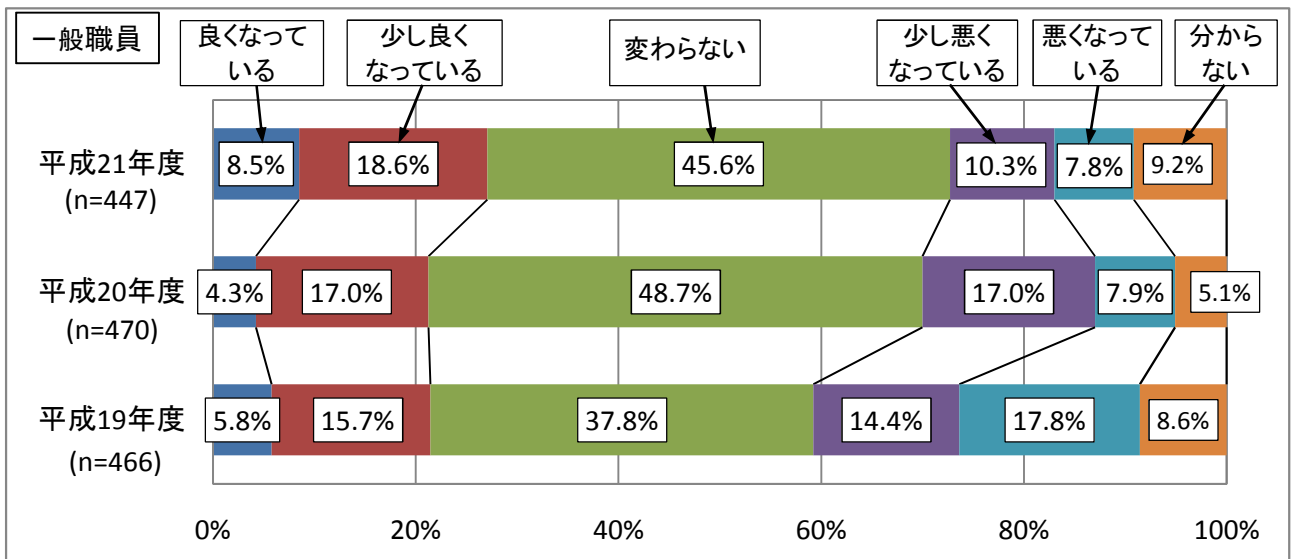
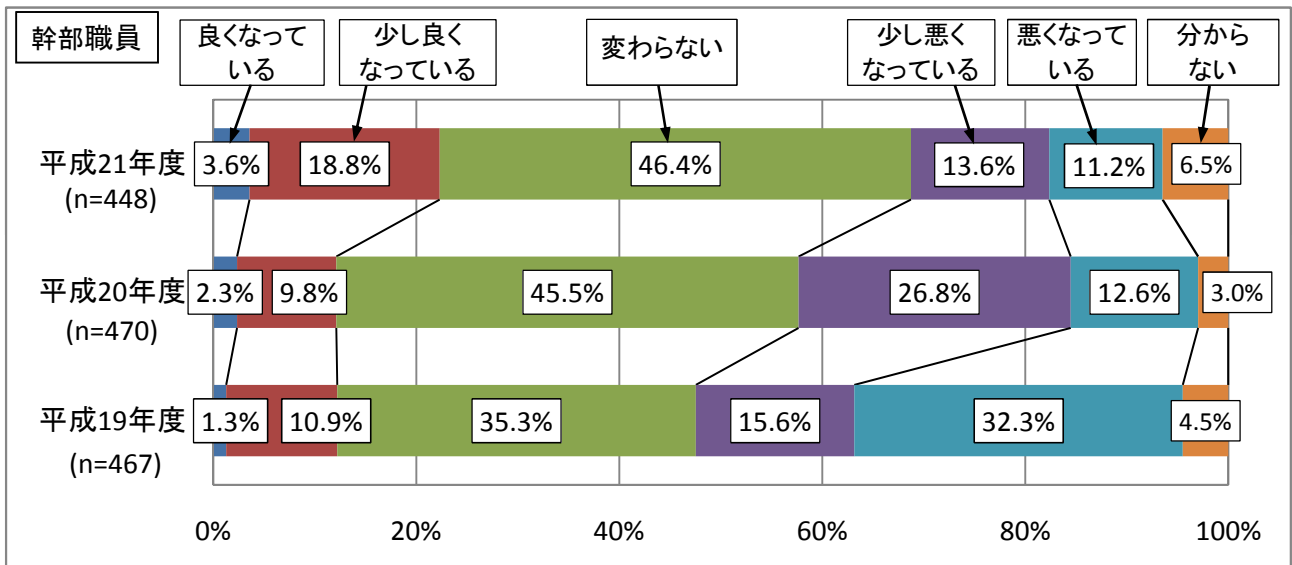
〔参考：過去の調査結果との比較〕



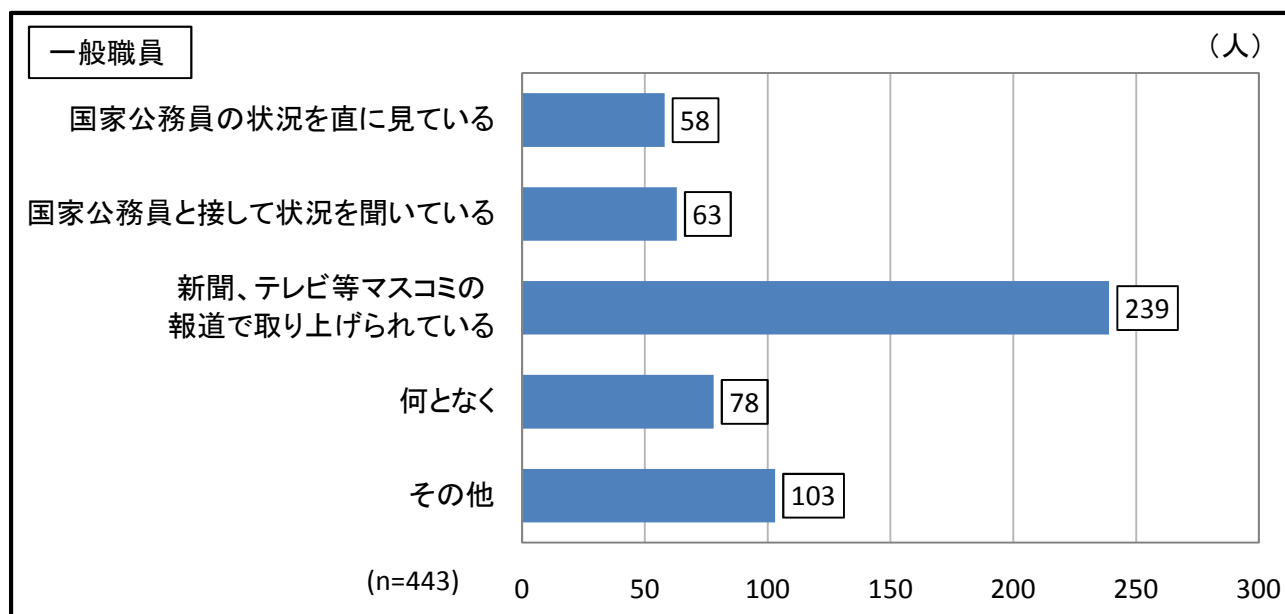
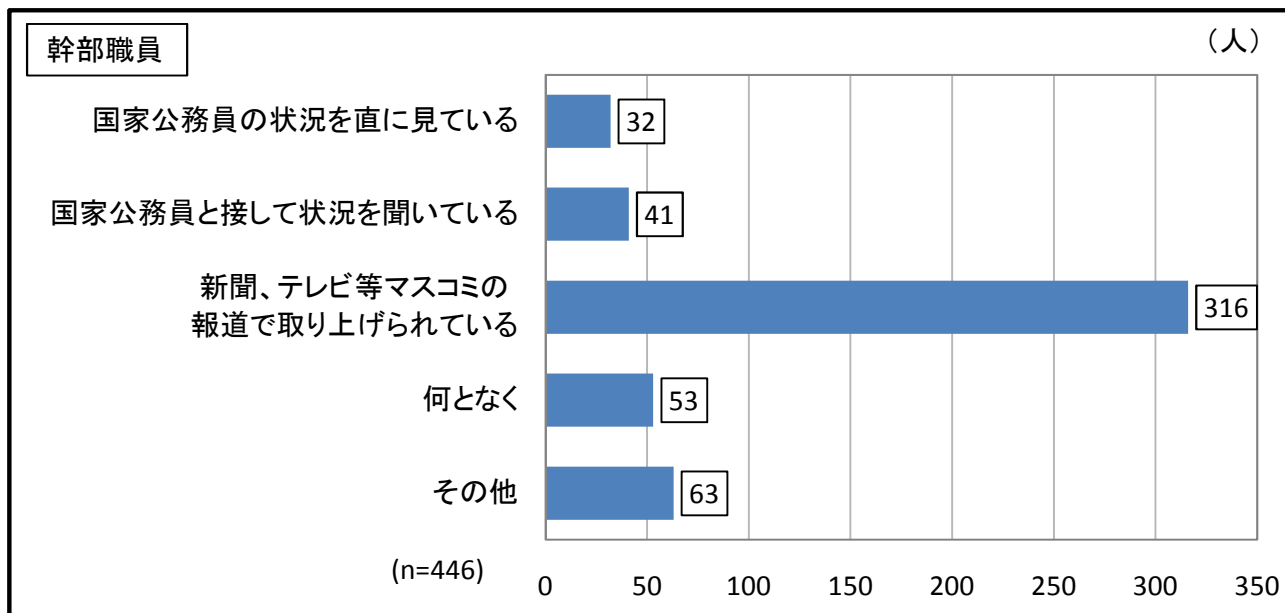
問2 過去1年ほどの国家公務員の倫理の保持の状況をどのように思いますか。
幹部職員、一般職員のそれぞれについてお答えください。



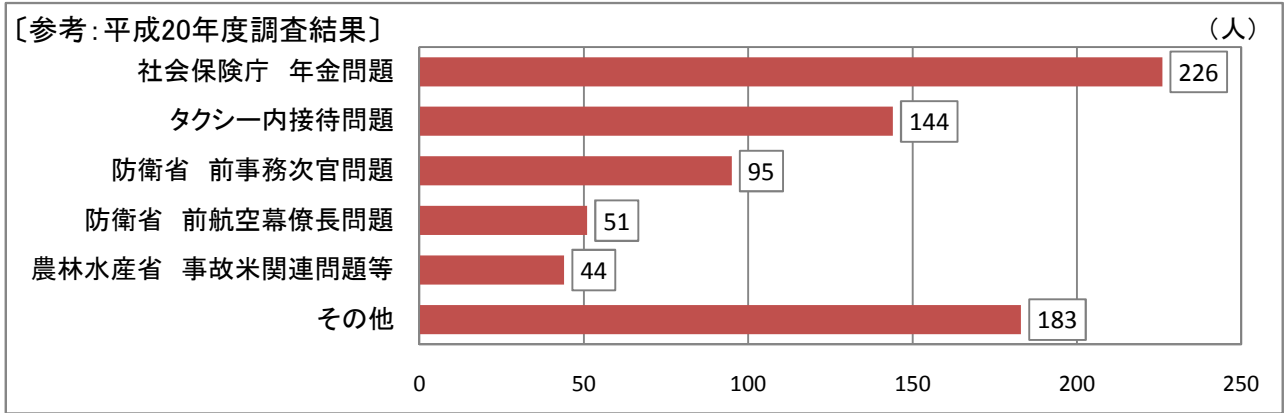
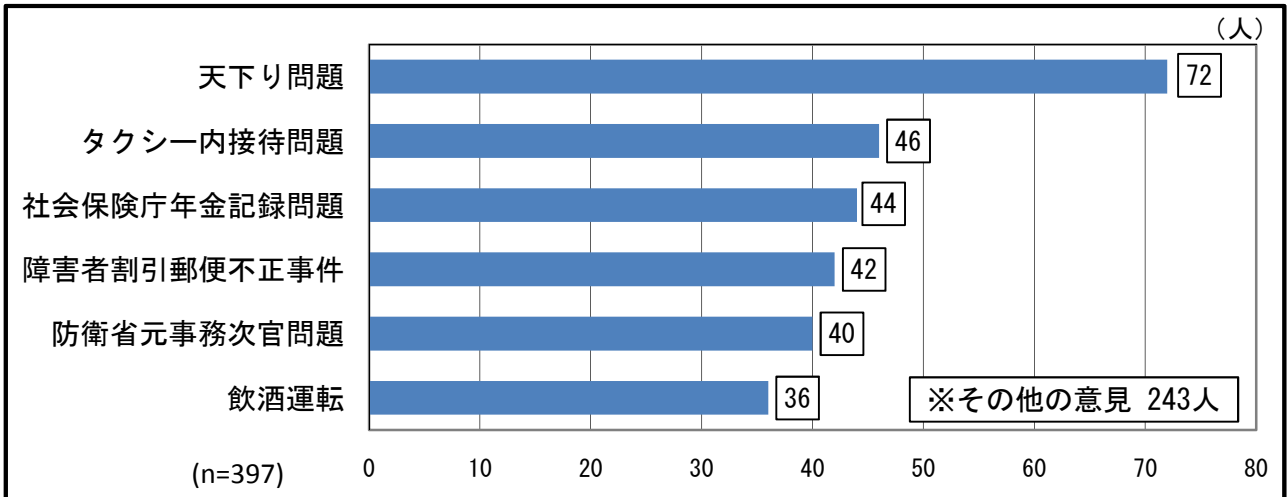
〔参考：過去の調査結果との比較〕



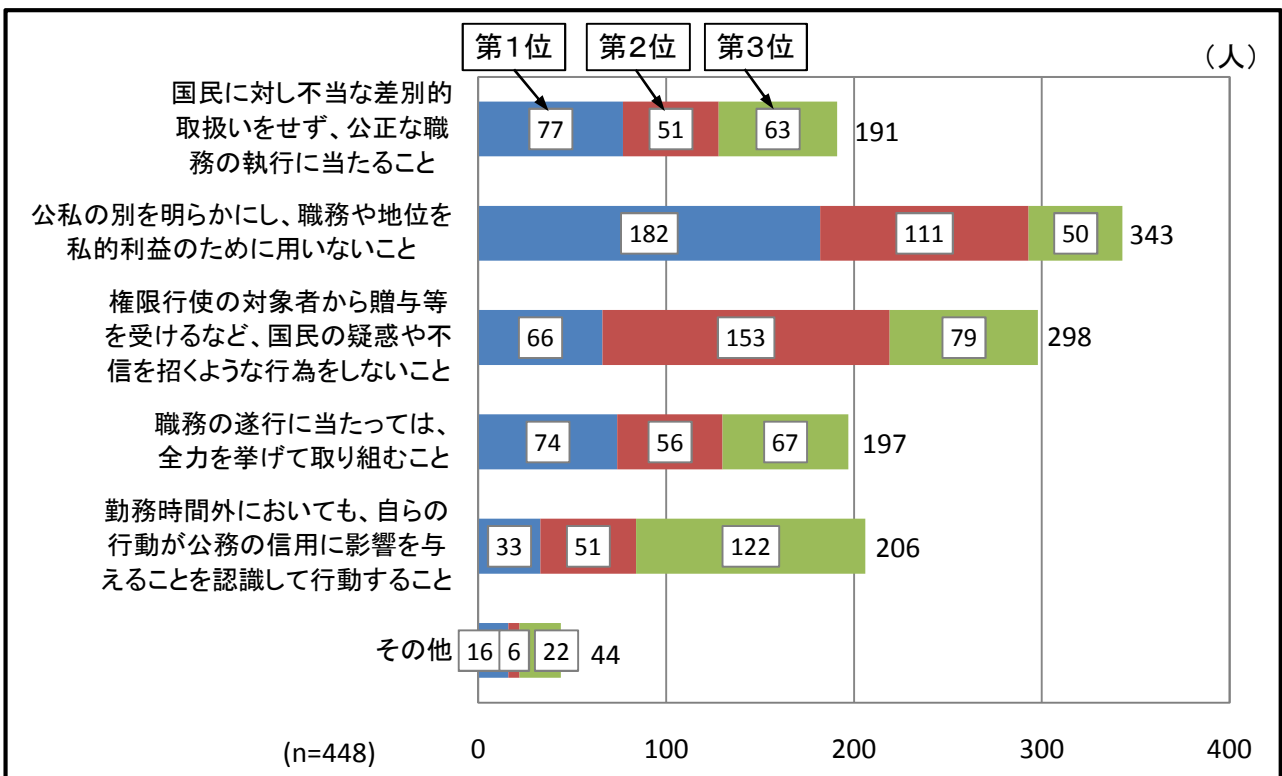
(問2) また、そう思う理由を教えてください。(複数回答)



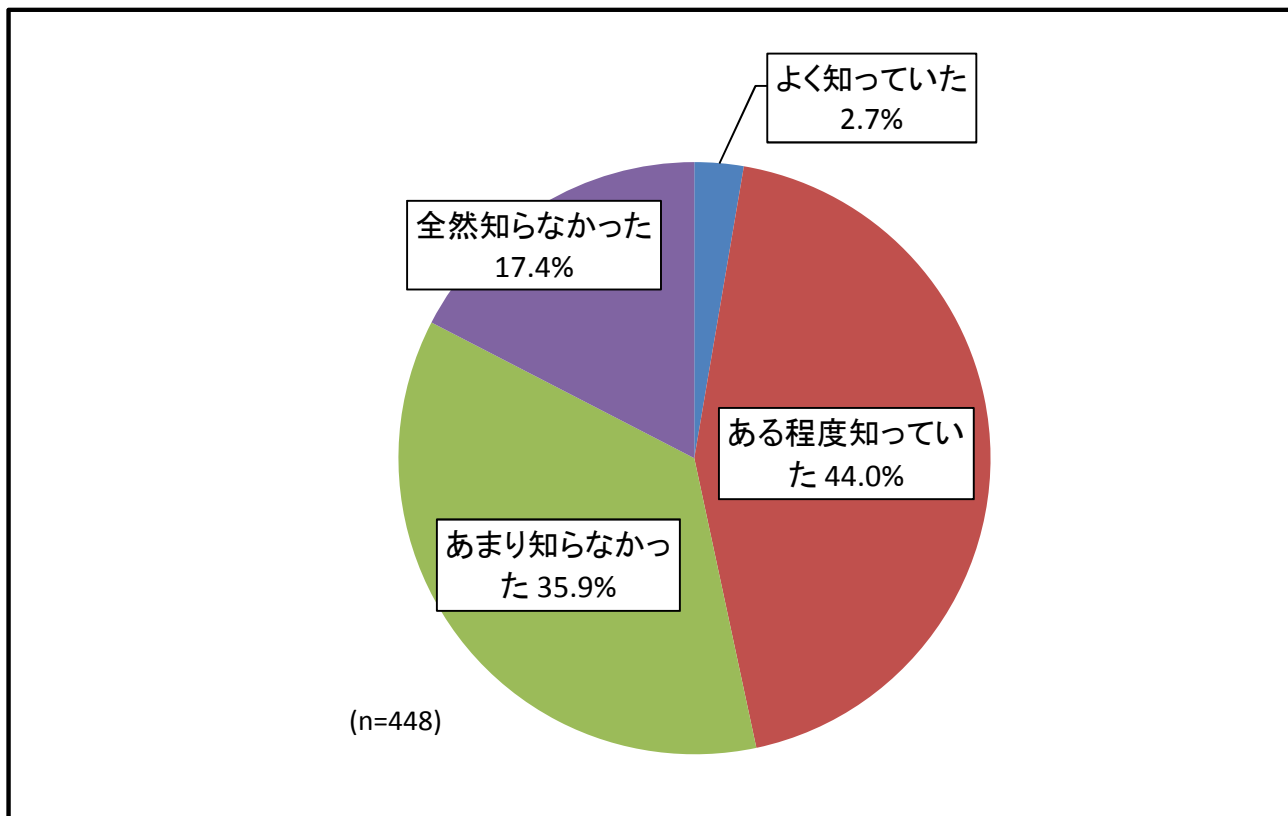
問3 過去1年間ほどにマスコミで報道された国家公務員の不祥事で非常に問題だと思うものは何ですか。(自由記述)



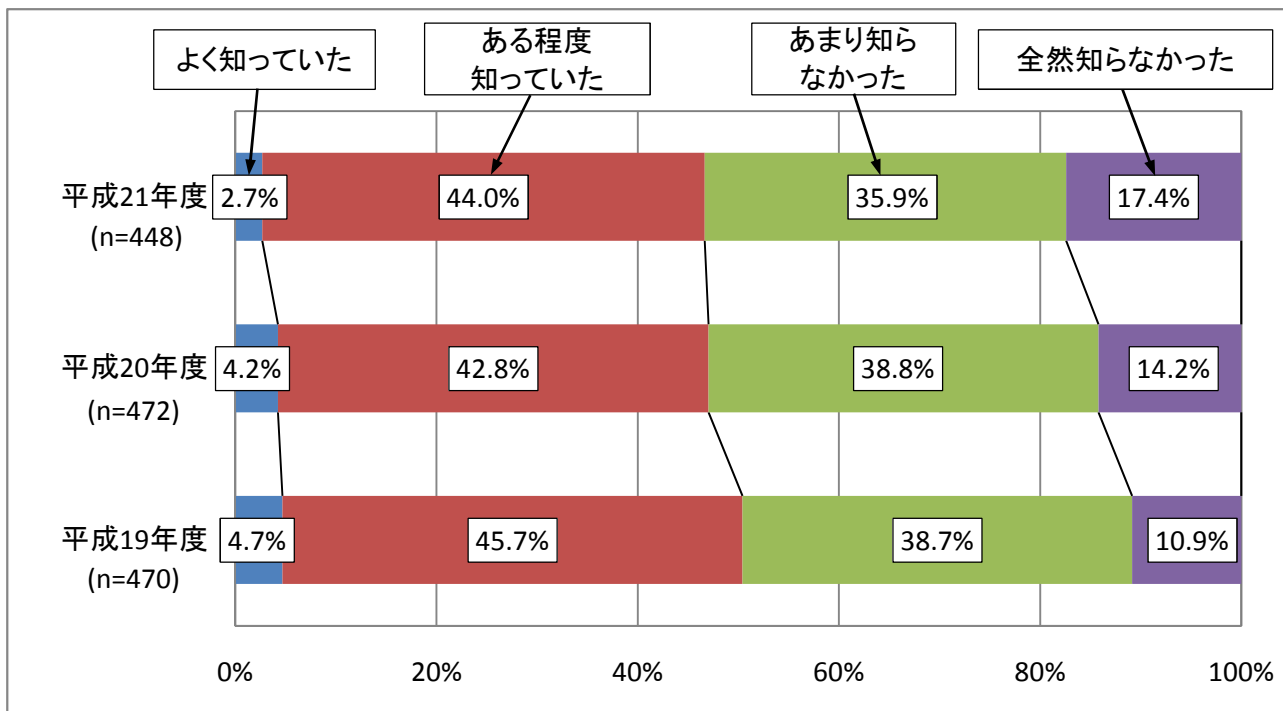
問4 国家公務員の倫理保持の現状を踏まえると、現在、国家公務員の姿勢として、不足している、あるいは更に求められると思うものはありますか。必要だと思う順に3つでお選びください。



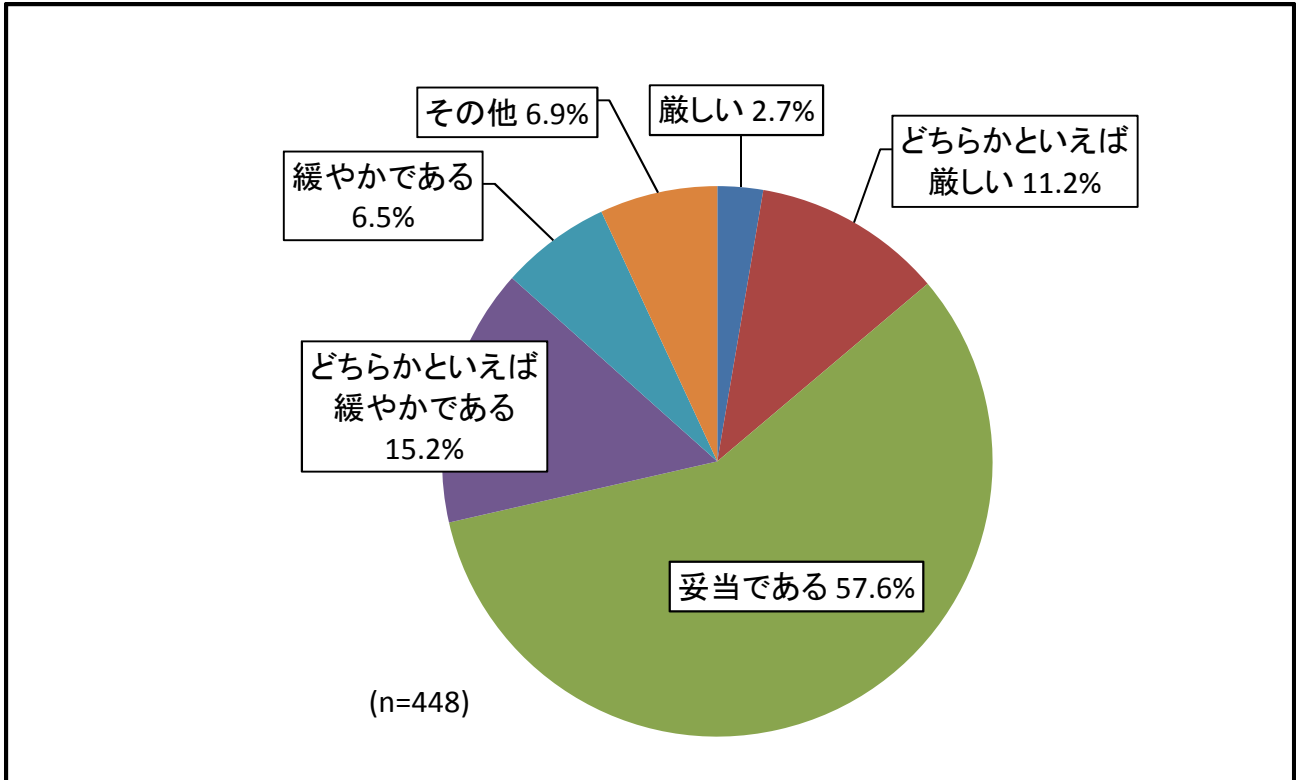
問5 このアンケートが届く以前、倫理法・倫理規程についてどの程度ご存知でしたか。



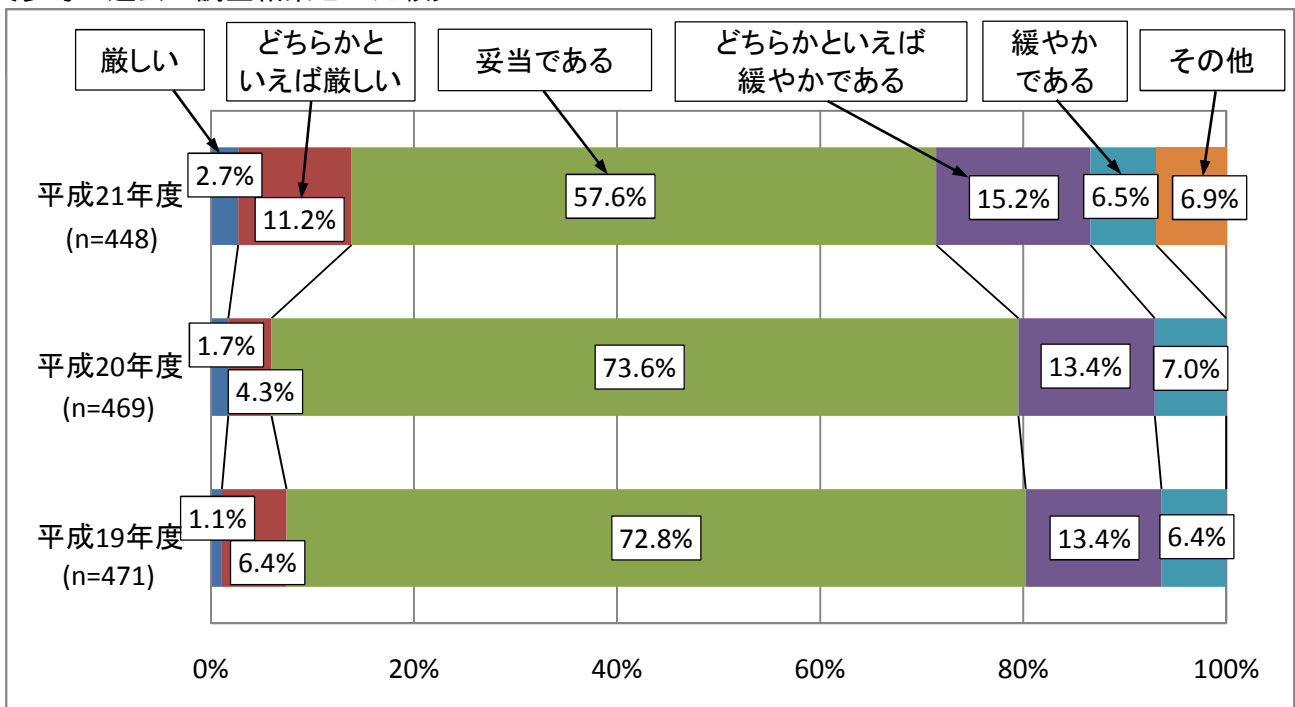
〔参考：過去の調査結果との比較〕



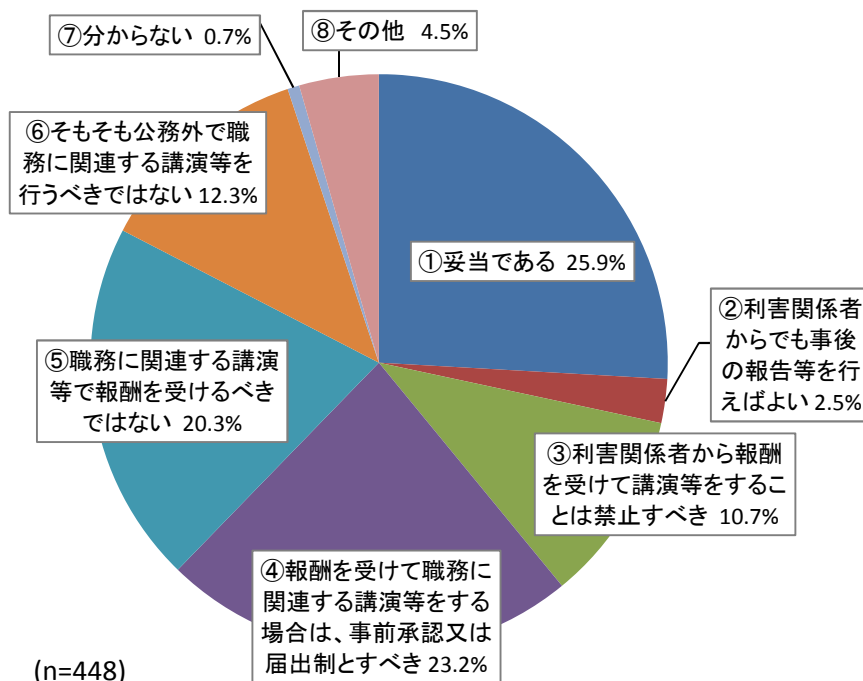
問6 倫理規程で定められている行為規制の内容全般について、どのように思いますか。



〔参考：過去の調査結果との比較〕



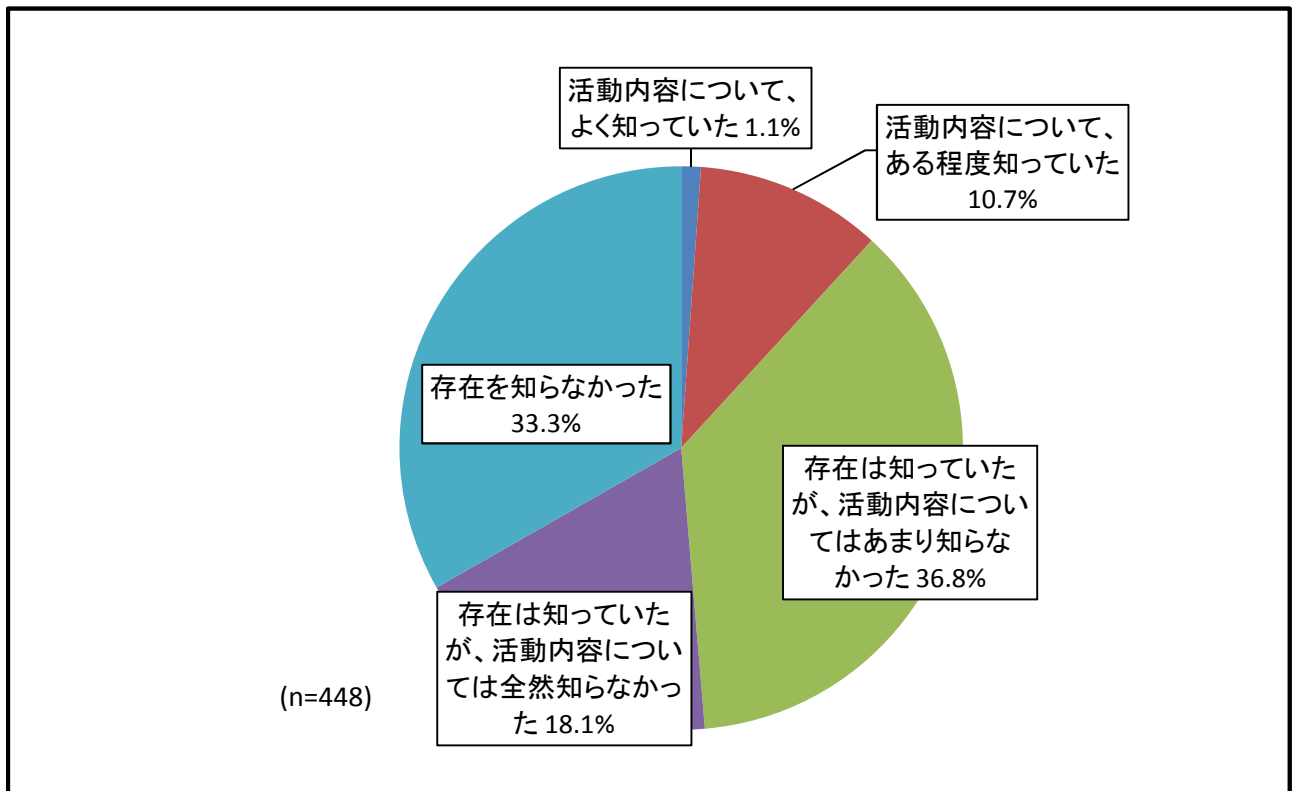
問7 職員が、勤務時間外に報酬を受けて、職務に関連する事項に関する講演、著述、監修、編さん等（以下「講演等」といいます。）を行う場合には、それが利害関係者からの依頼によるときは、あらかじめ倫理監督官の承認を得なければならないこととされています（承認されるためには、報酬の額等が倫理監督官の定める基準の範囲内であることが必要となります。）が、このような取扱いについて、どのように思いますか。



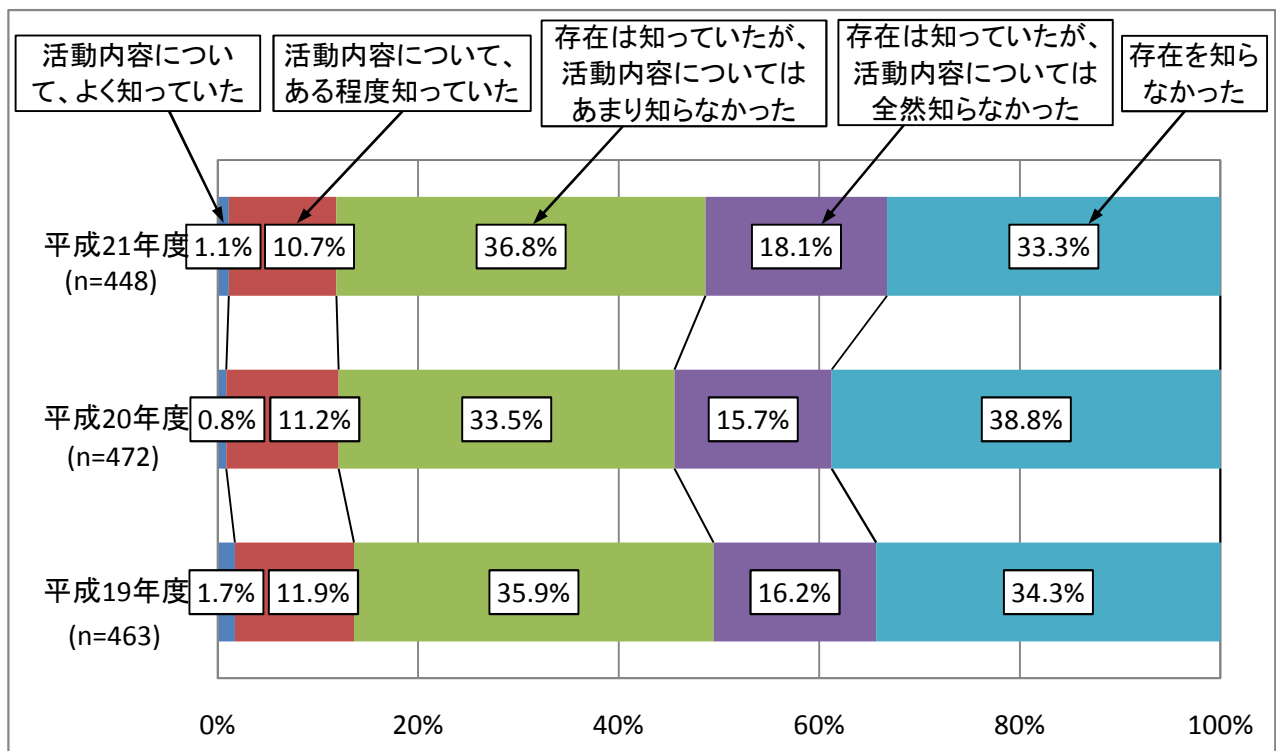
選択肢

- ①: 妥当である
- ②: 利害関係者からの依頼である場合であっても、事後の報告等を行えばよい
- ③: 利害関係者からの依頼である場合には、報酬を受けて講演等を行うことは、禁止すべきである
- ④: 利害関係者からの依頼であるか否かにかかわらず、報酬を受けて職務に関連する事項に関する講演等を行う場合は、事前承認又は届出制とすべきである
- ⑤: 利害関係者からの依頼であるか否かにかかわらず、報酬を受けて職務に関連する事項に関する講演等を行う場合は、報酬は受けるべきではない
- ⑥: 報酬の有無にかかわらず、そもそも公務外で、職務に関連する事項に関する講演等は行うべきではない
- ⑦: 分からない
- ⑧: その他

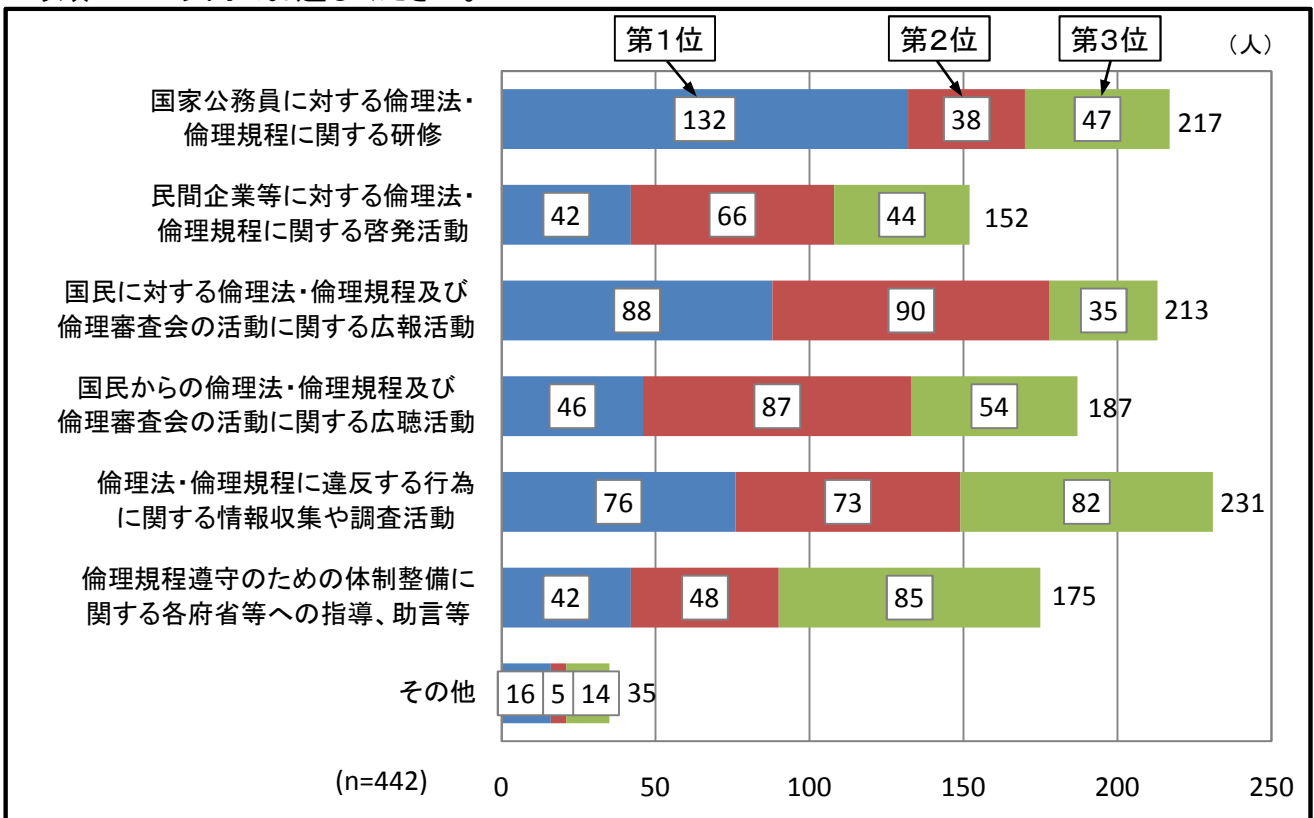
問8 このアンケートが届く以前、倫理審査会が存在することについて、また、倫理審査会の活動内容について御存知でしたか。



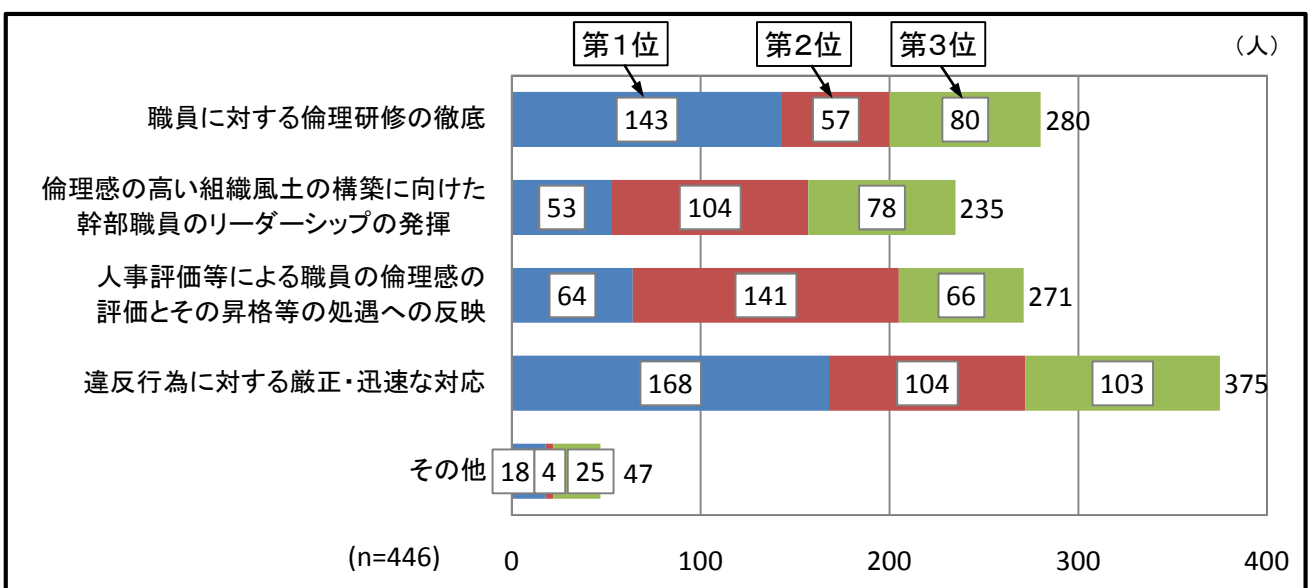
〔参考：過去の調査結果との比較〕



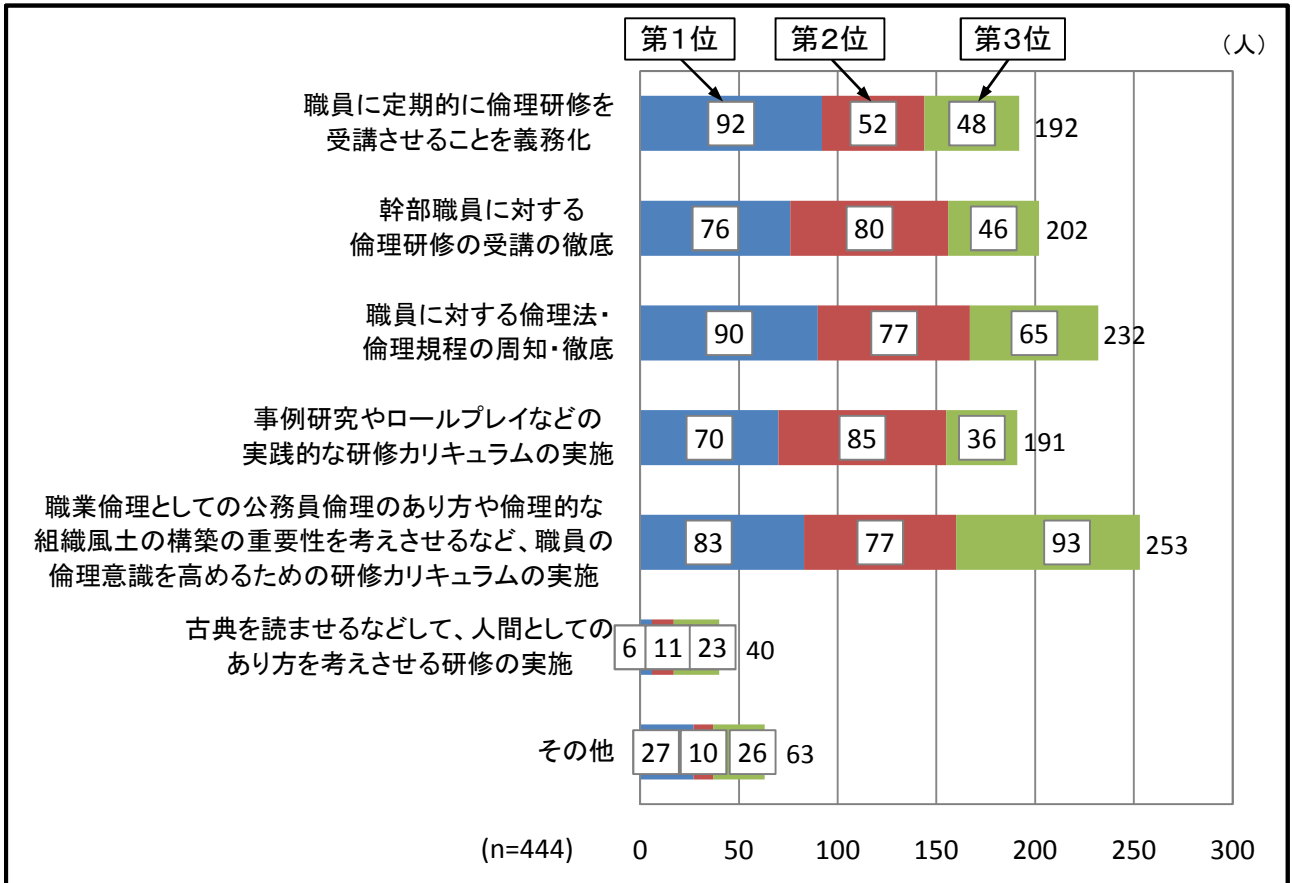
問9 倫理審査会の主な活動内容のうち、国家公務員の倫理保持の現状を踏まえると、現在取組が不足している、あるいは更なる取組が求められると思うものはありますか。取組が必要だと思う順に3つ以内でお選びください。



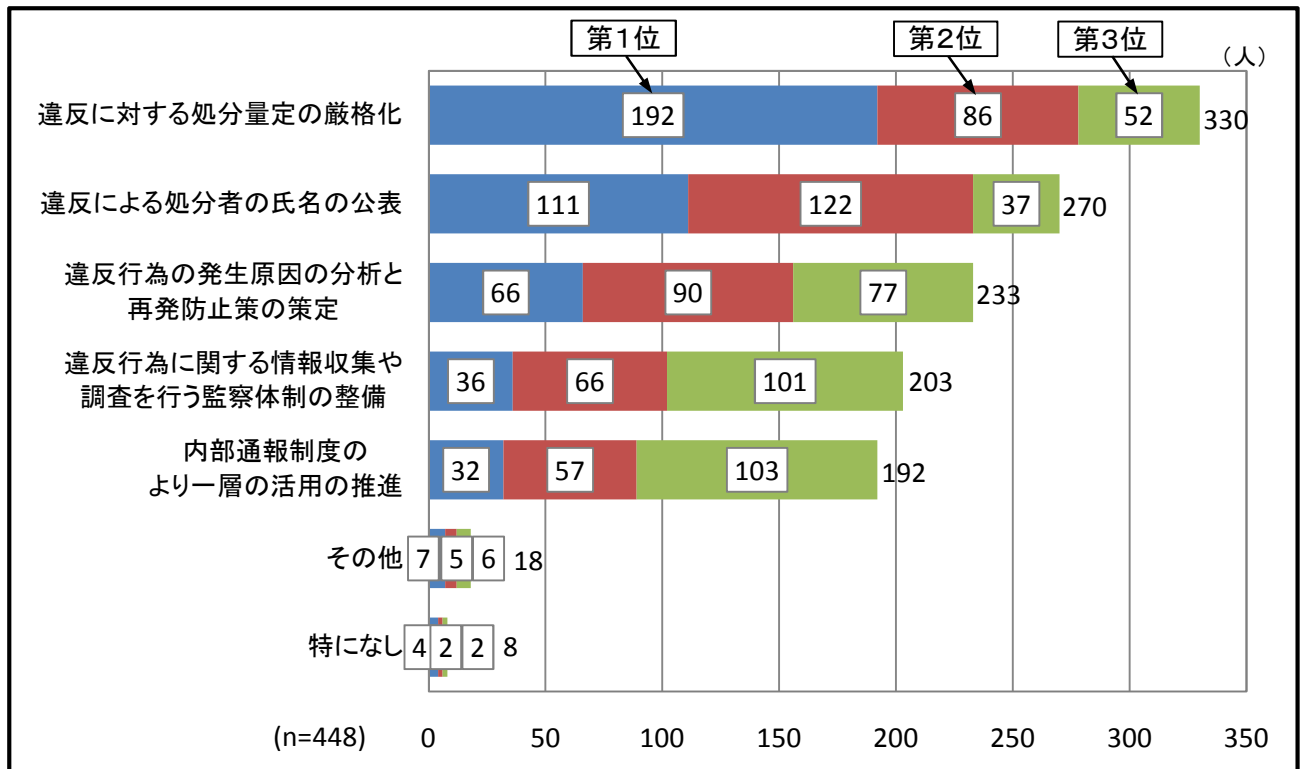
問10 国家公務員の倫理意識の高揚を図るための方策について、有効だと思う順に3つ以内でお選びください。



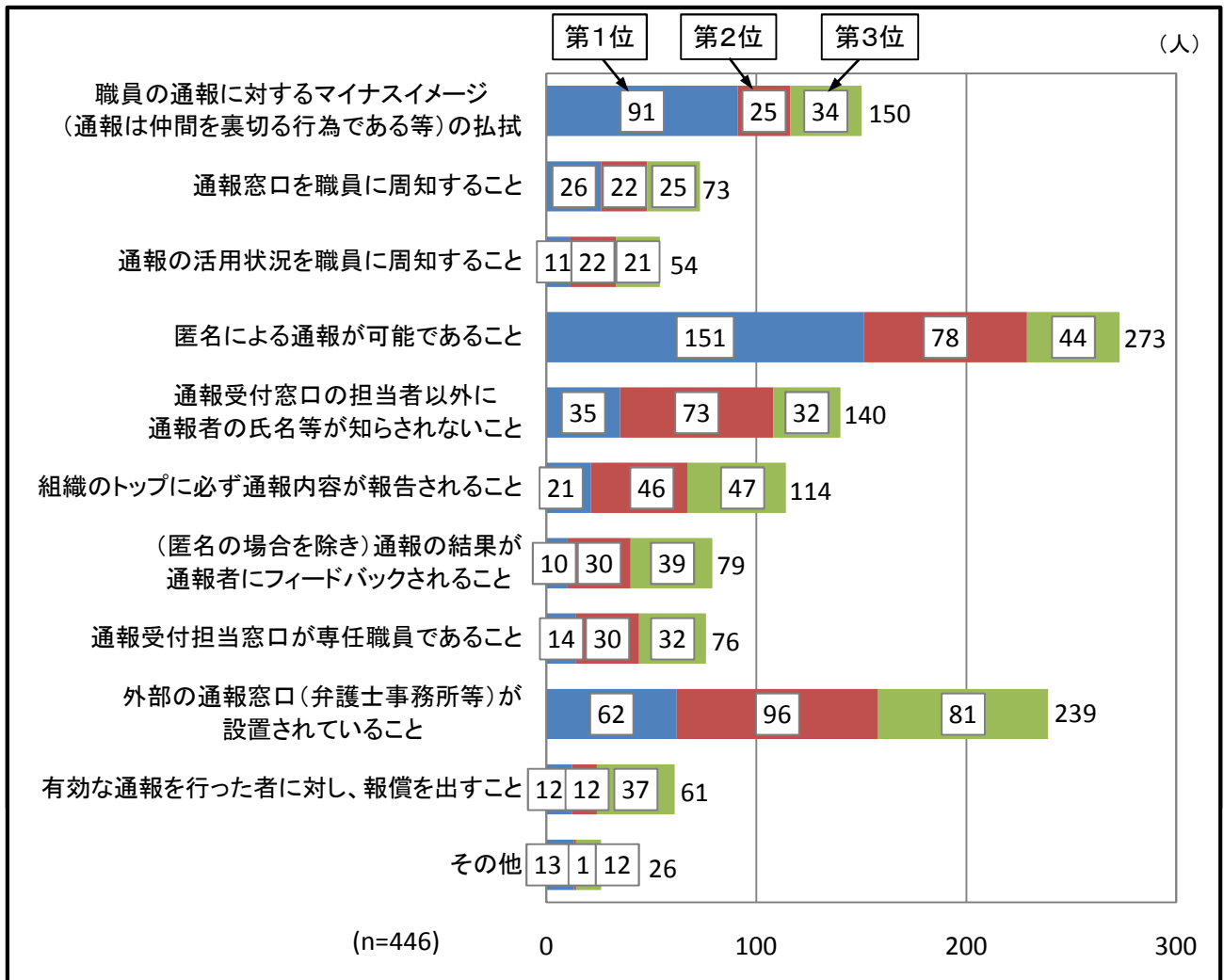
問11 国家公務員に対する倫理研修の効果をも高めるための方策について、有効だと思う順に3つ以内でお選びください。



問12 倫理法・倫理規程違反への対応策について、有効だと思う順に3つ以内でお選びください。



問13 組織内における倫理法・倫理規程違反の未然防止と早期発見のために、職員の違反行為や疑惑や不信を招く行為についての通報、いわゆる通報制度の窓口が各府省において整備されています。通報制度が有効に機能するためには、通報者が不利益を被らないようにすることのほか、どのようなことが重要だと思いますか。重要だと思う順に3つ以内でお選びください。



問14 国家公務員の倫理の保持の状況や、公務員の倫理の確立等について、ご意見、ご提言がありましたら、お聞かせください。

〔意見・提言の例〕

公務員は自分達の利益ばかり追求し、一般会社員よりも意識が低いと感じる。せめて、基本的な職務に対する意識を再確認し、徹底すべき。

全体としては倫理保持はできていると思う。一部の不祥事が発覚した際、「公務員」ということで大々的に取り上げられる傾向があると感じる。

国家公務員としての認識を持つことは大切であるが、ルールばかりに縛られていてはのびのびと仕事ができないように思う。優先するものは国民の利益であり、個人の利益ではないということ、公務員の一人一人がしっかり持って職務に励むことが大切であり、一つ一つの判断がルールに反しないかと考えるより、まず国民に有益かを判断する風土を作るべき。

公務員は、倫理について厳しすぎるほど厳しくなければ、普通の国民の心的環境土台は作れない。普通の国民が自分は公平・平等に扱われているという気持ちをもって生活できるような環境を作るのが、公務員の役目である。

倫理規程や審査会の活動内容を見たところ、それらはかなりしっかりしているが、個々の国家公務員の倫理感は一般的な世間の常識とズレがあると思う。もっと職員の倫理感を向上させるような研修を実施すべきと思う。

人間誰しも決められたことは承知していても、長い間には、慣れ、マンネリ化し、忘れがちになる。そのため幹部職員を含めて定期的に研修していくことが必要である。

倫理審査会は国家公務員に対しての指導は当然であるが、相手側である企業や国民に対しても、倫理法・倫理規程に関する啓発運動、広報活動を行うべき。

倫理の保持や確立のためには、国民の目という関心＝監視が重要だと感じた。そのために、国民の関心を高める広報、倫理規程の周知などに力を入れるべき。

匿名での通報ができること、そして通報者がその後問題なく仕事ができる環境作りを進めていくべき。

外部から公務員倫理に反する行為に気づいて連絡しようとしても、その連絡先（TEL、メール）を知っている国民が非常に少ない。

もっと仕事に対する責任を持つべきであり、違反を犯したら厳しい処罰を受けるべき。国家公務員＝国民に奉仕する職なのだから、民間より甘い処罰では納得ができない。そのことも「国家公務員」のイメージを悪くするように思う。

不祥事を防ぐ事よりも不祥事を起こした公務員の厳罰化に力を入れてほしい。公務員は、国、地方あわせて400万人以上いるわけだから、ある程度個々人が問題を起こすのは当然だと思う。しかしながら、その後の対処があいまいであるために批判が起こるのではないかなと思う。

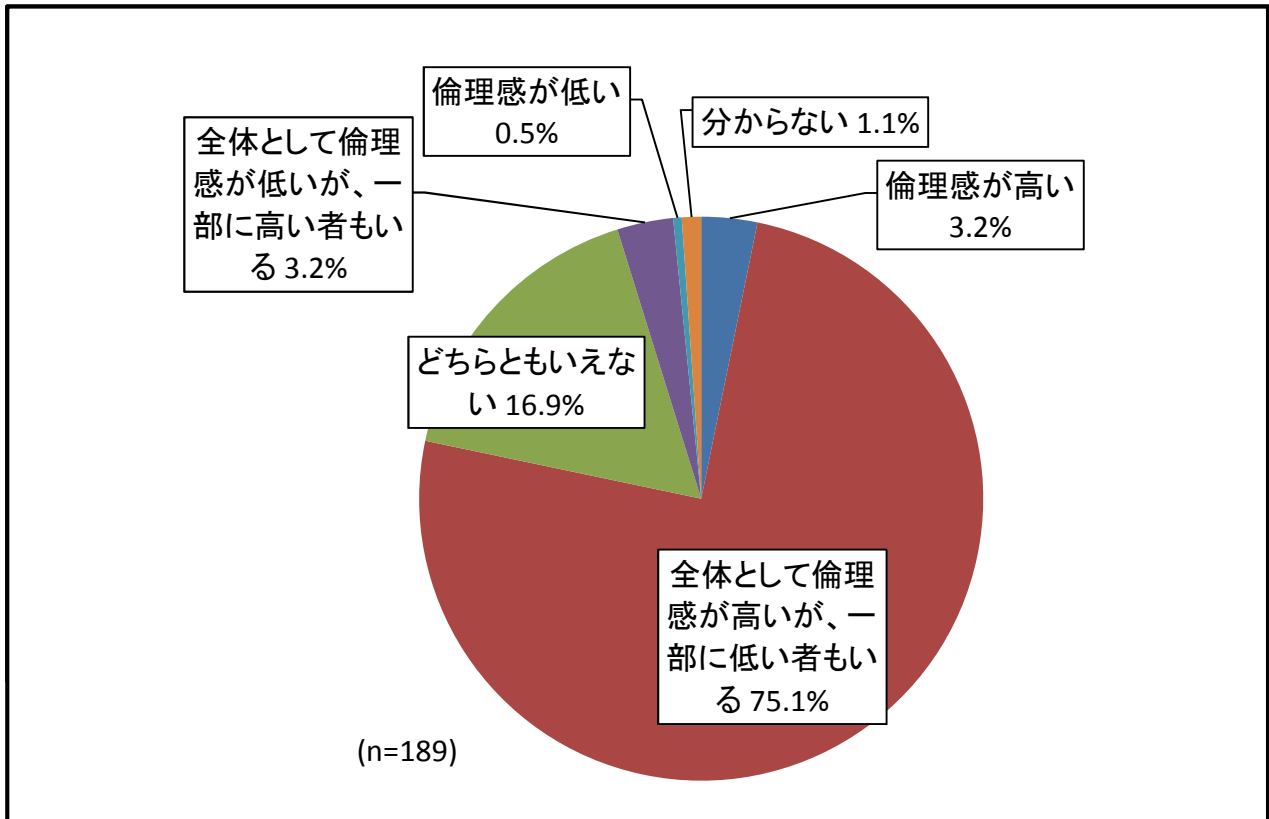
公務員の倫理の向上には、組織のトップや幹部職員が倫理意識の高い生活態度・勤務態度を通じて範を示すことが重要である。

倫理意識の高い職員や倫理保持に努力している職員が重要視される人事評価システムに方向転換をすることが必要である。

② 公務員倫理モニター（有識者モニター）

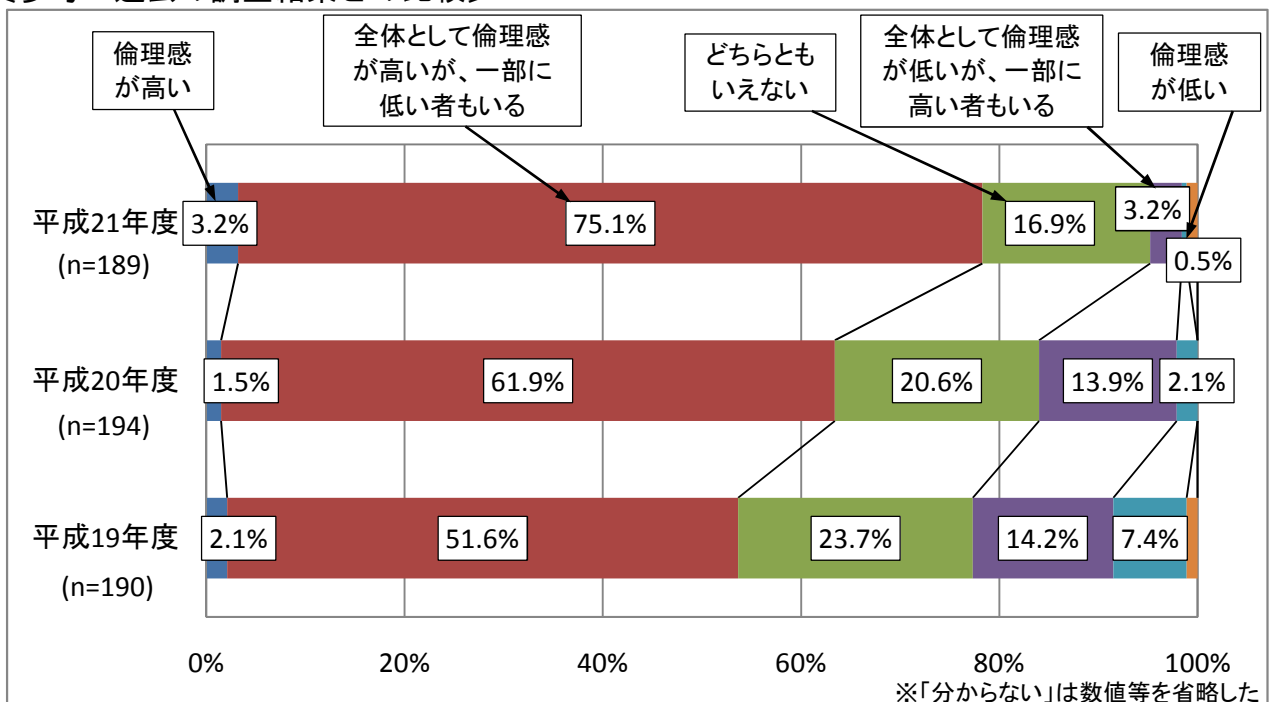
- 調査対象 全国の各界有識者に委嘱している公務員倫理モニター200人
- 調査時期 平成21年10月31日～11月25日
- 回答状況 回答者数189人 回答率94.5%

問1 国家公務員の倫理感について、現在、どのような印象をお持ちですか。

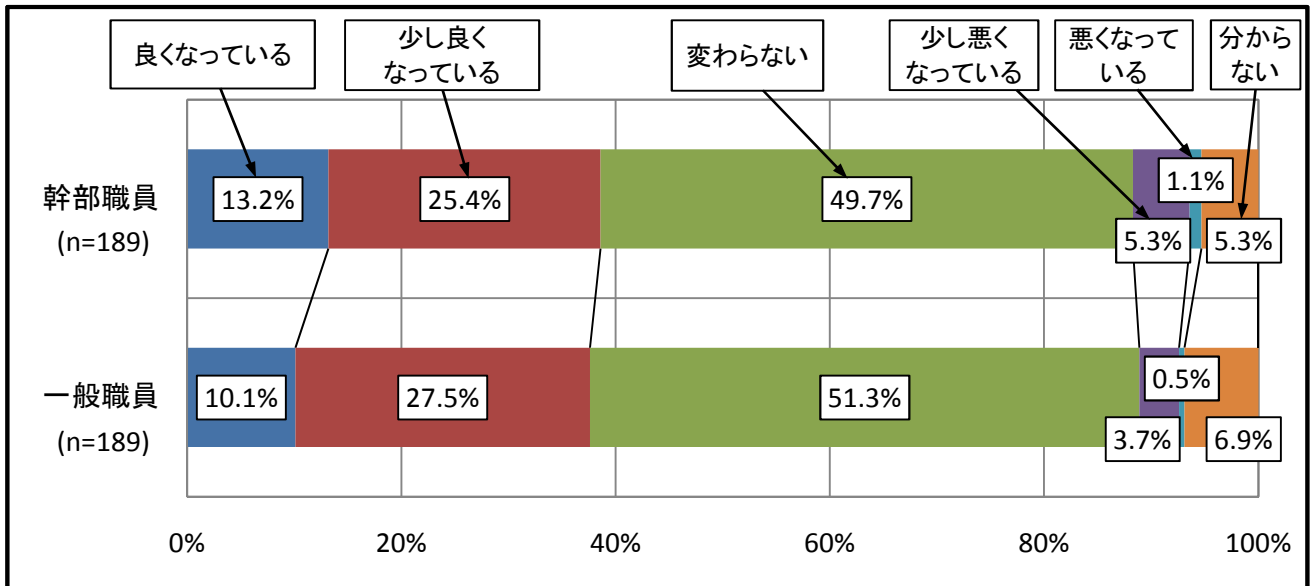


n : 有効回答者数 (以下同じ)

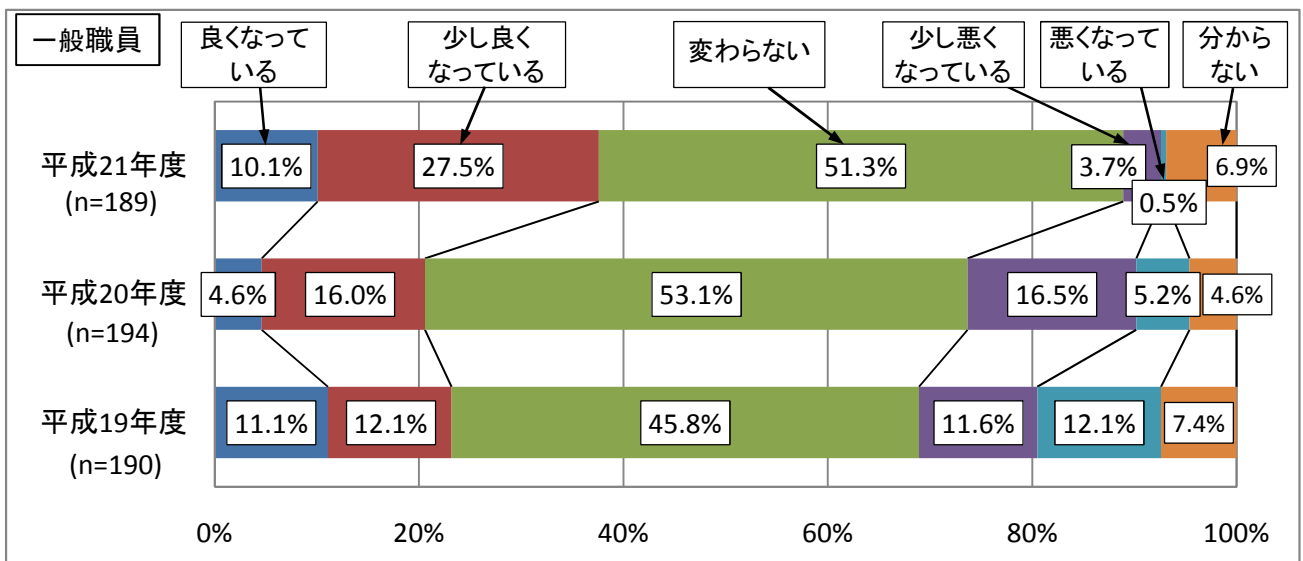
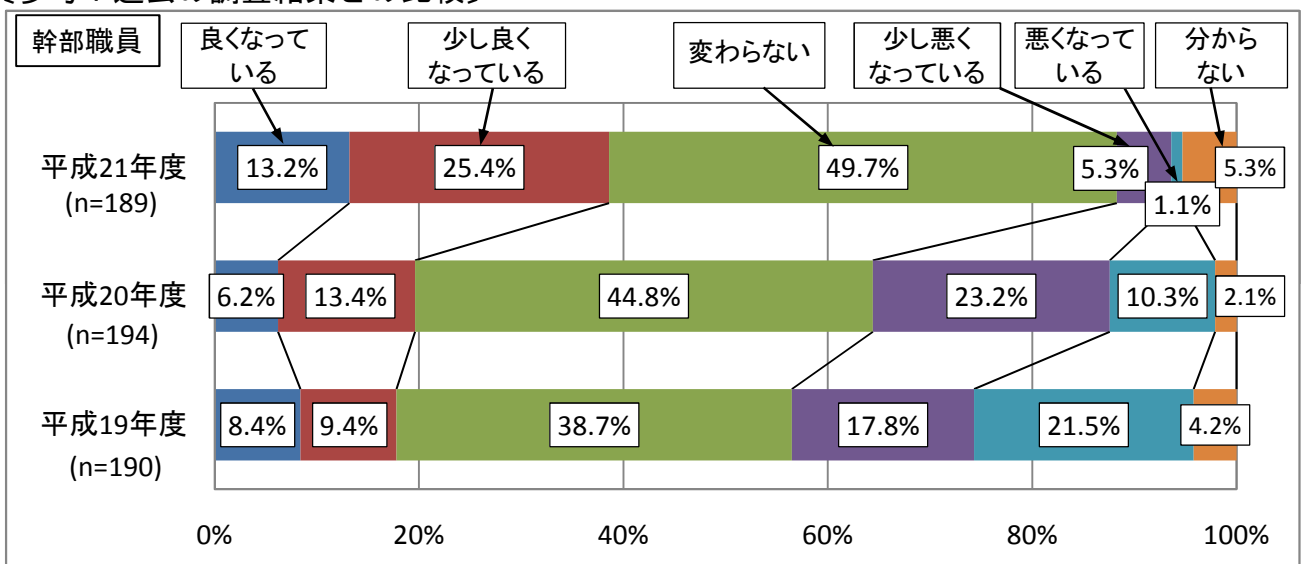
〔参考：過去の調査結果との比較〕



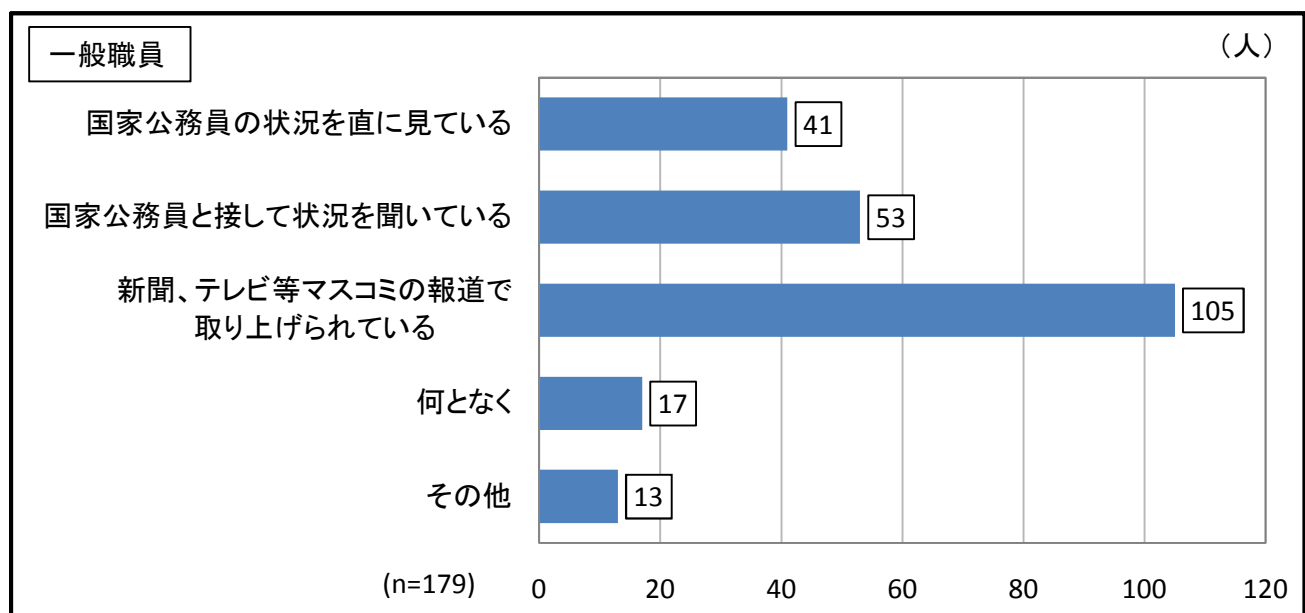
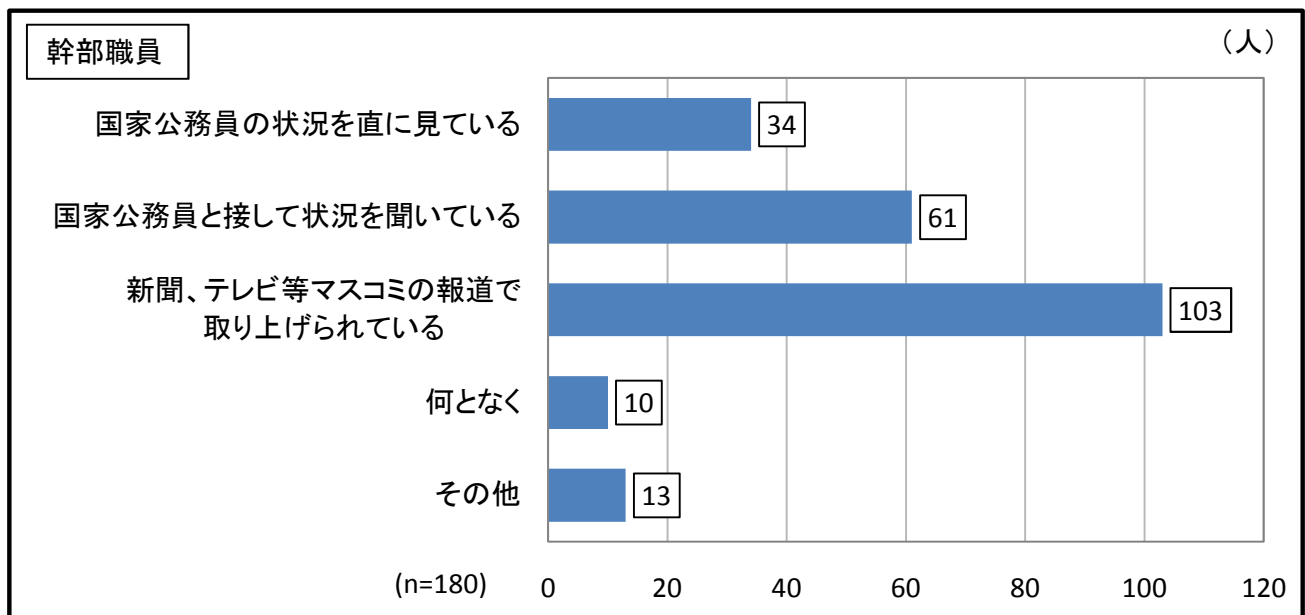
問2 過去1年ほどの国家公務員の倫理の保持の状況をどのように思いますか。
幹部職員、一般職員のそれぞれについてお答えください。



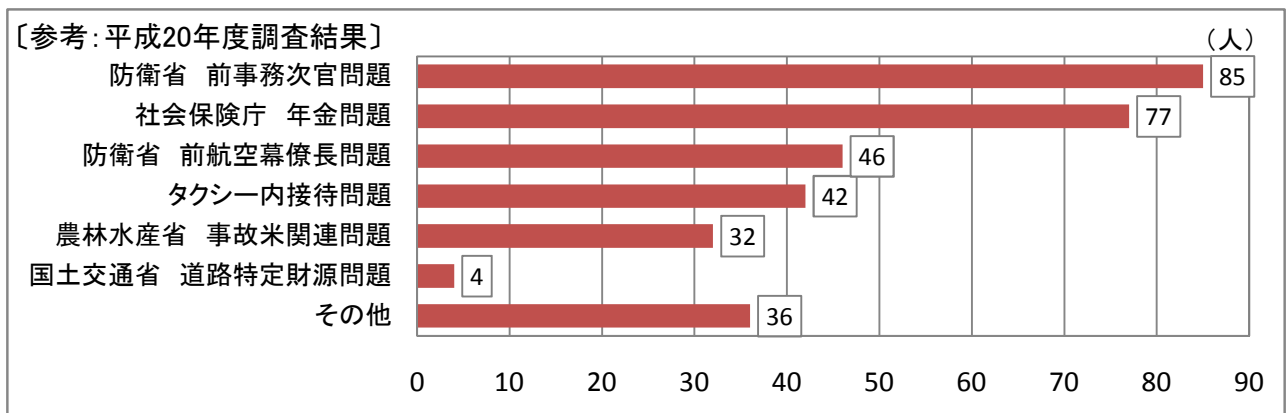
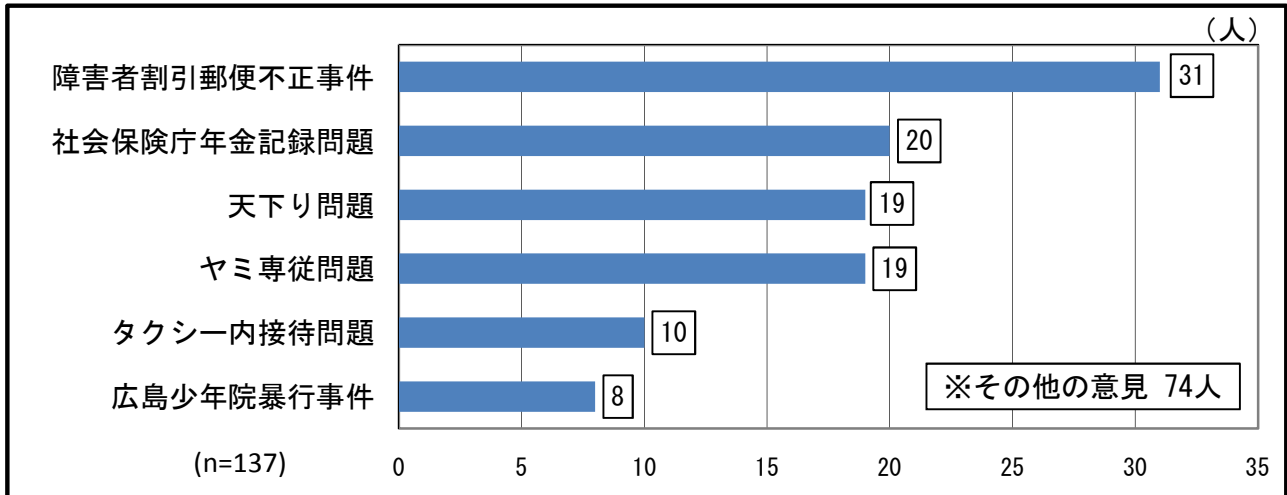
〔参考：過去の調査結果との比較〕



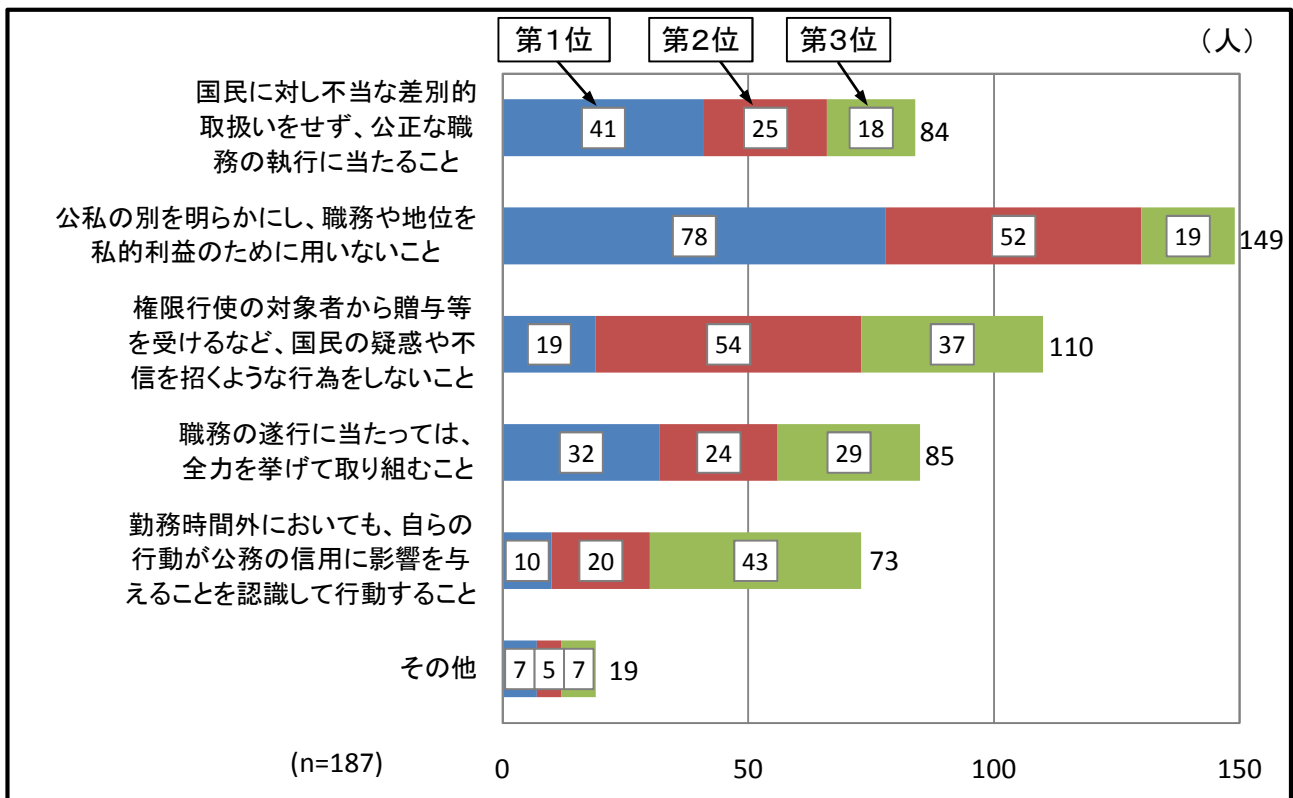
(問2) また、そう思う理由を教えてください。(複数回答)



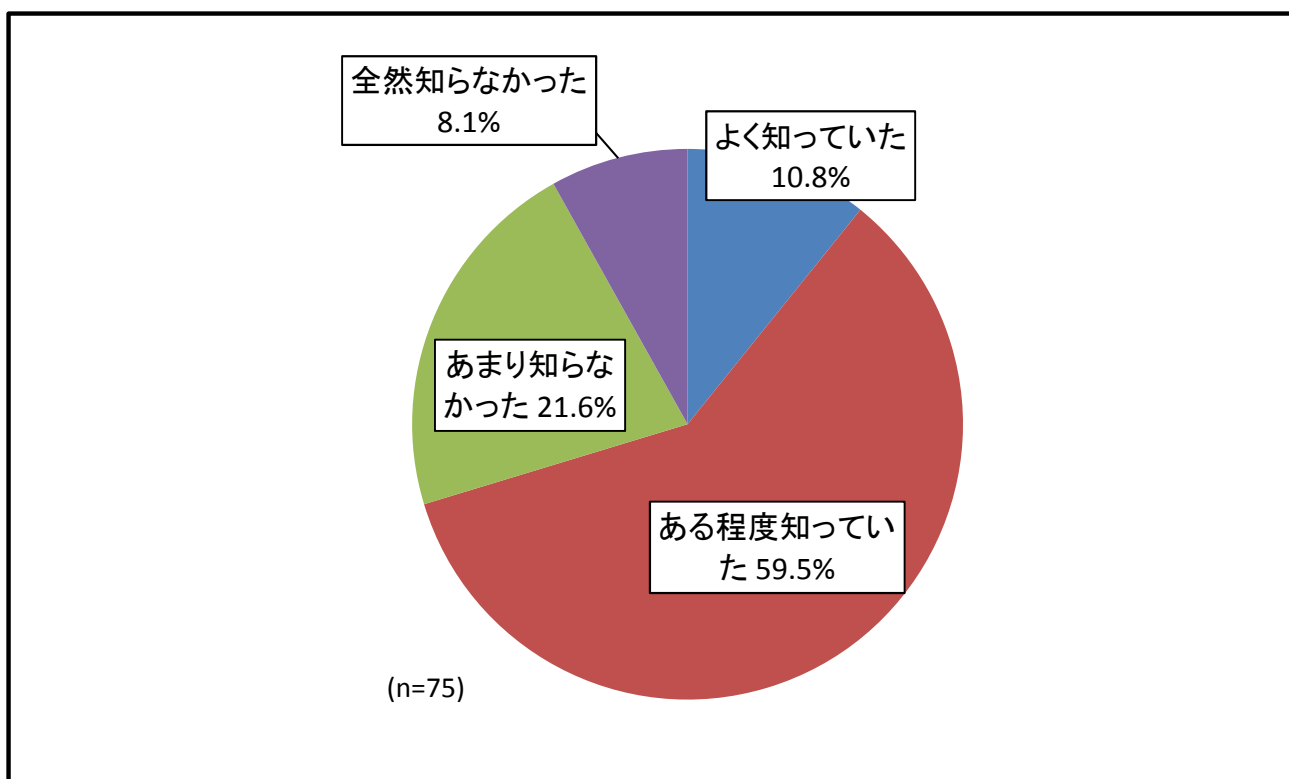
問3 過去1年間ほどにマスコミで報道された国家公務員の不祥事で非常に問題だと思うものは何ですか。(自由記述)



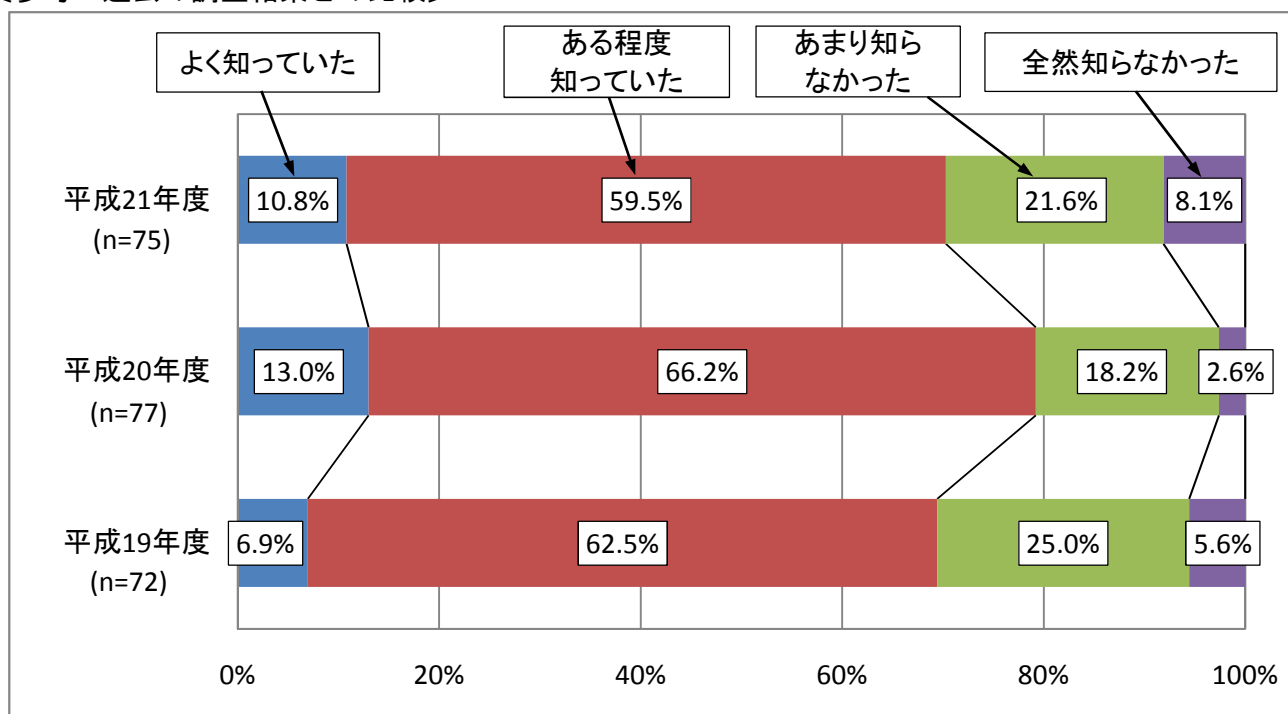
問4 国家公務員の倫理保持の現状を踏まえると、現在、国家公務員の姿勢として、不足している、あるいは更に求められると思うものはありますか。必要だと思う順に3つでお選びください。



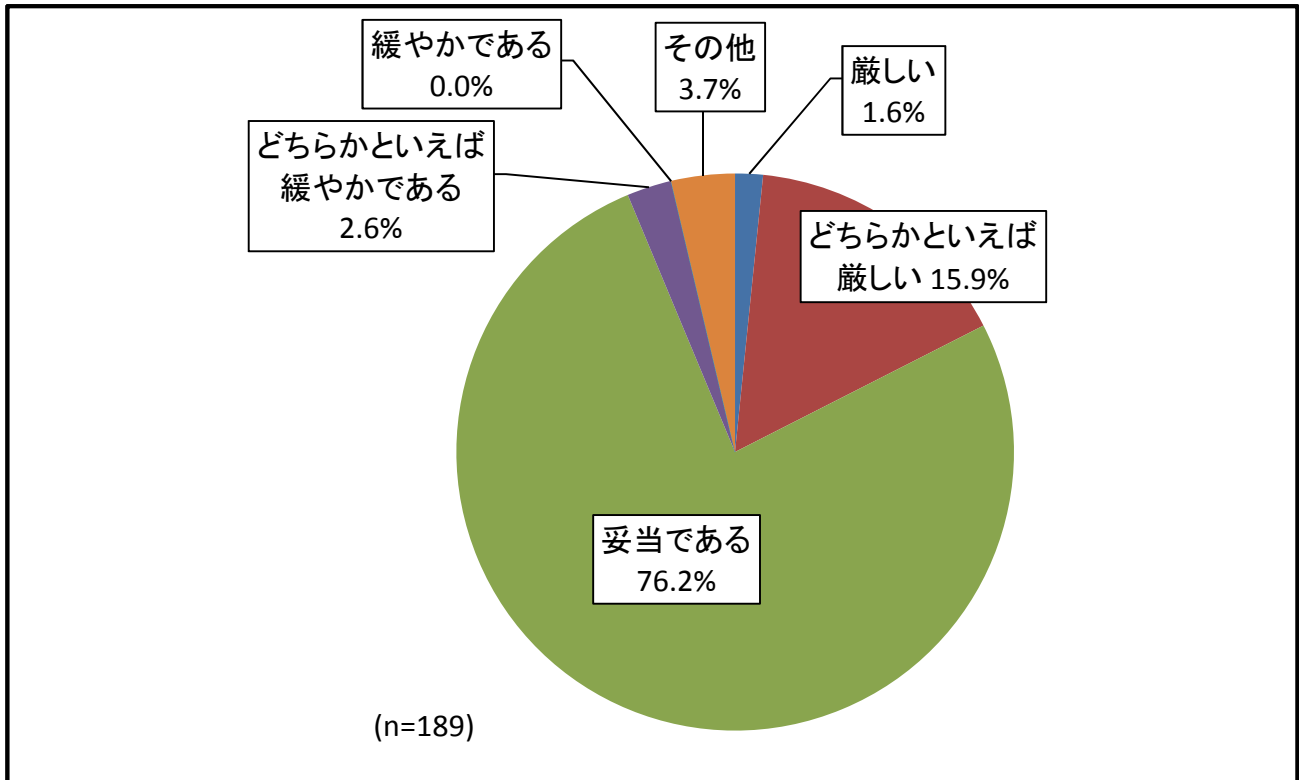
問5 このアンケートが届く以前、倫理法・倫理規程についてどの程度ご存知でしたか。
 (今年度初めてモニターになった者のみ回答)



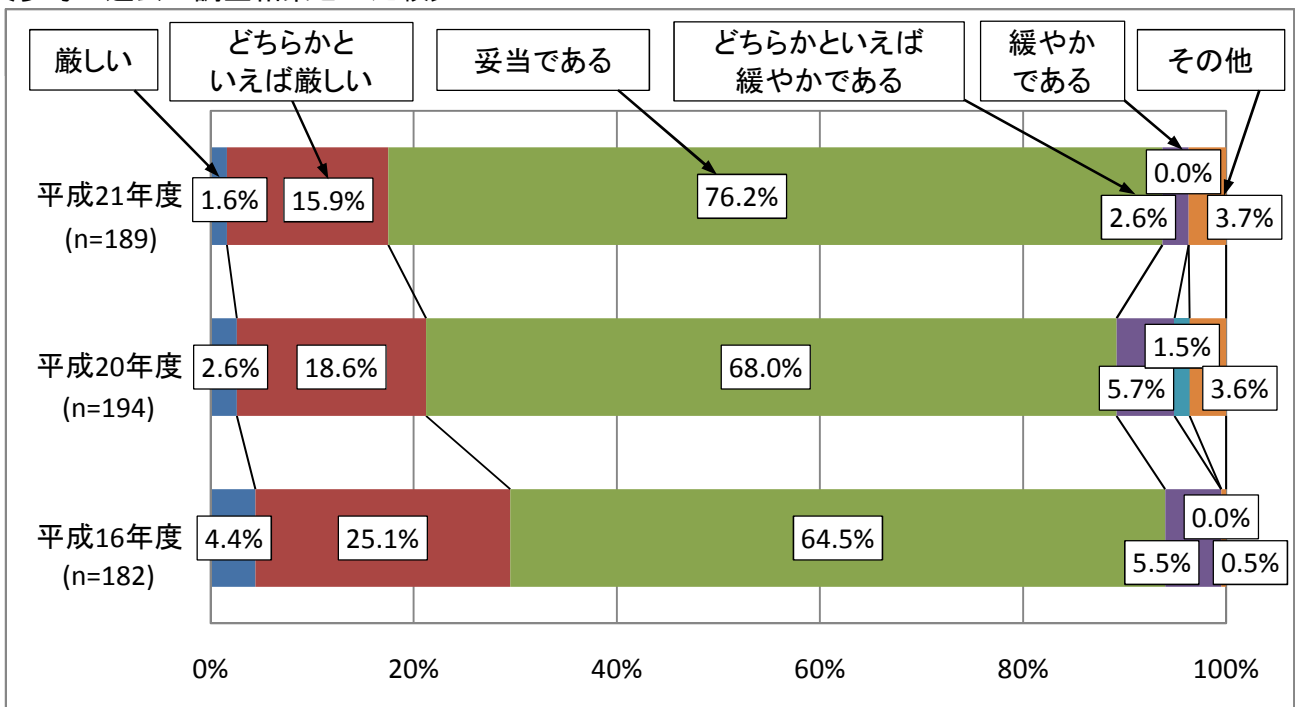
[参考：過去の調査結果との比較]



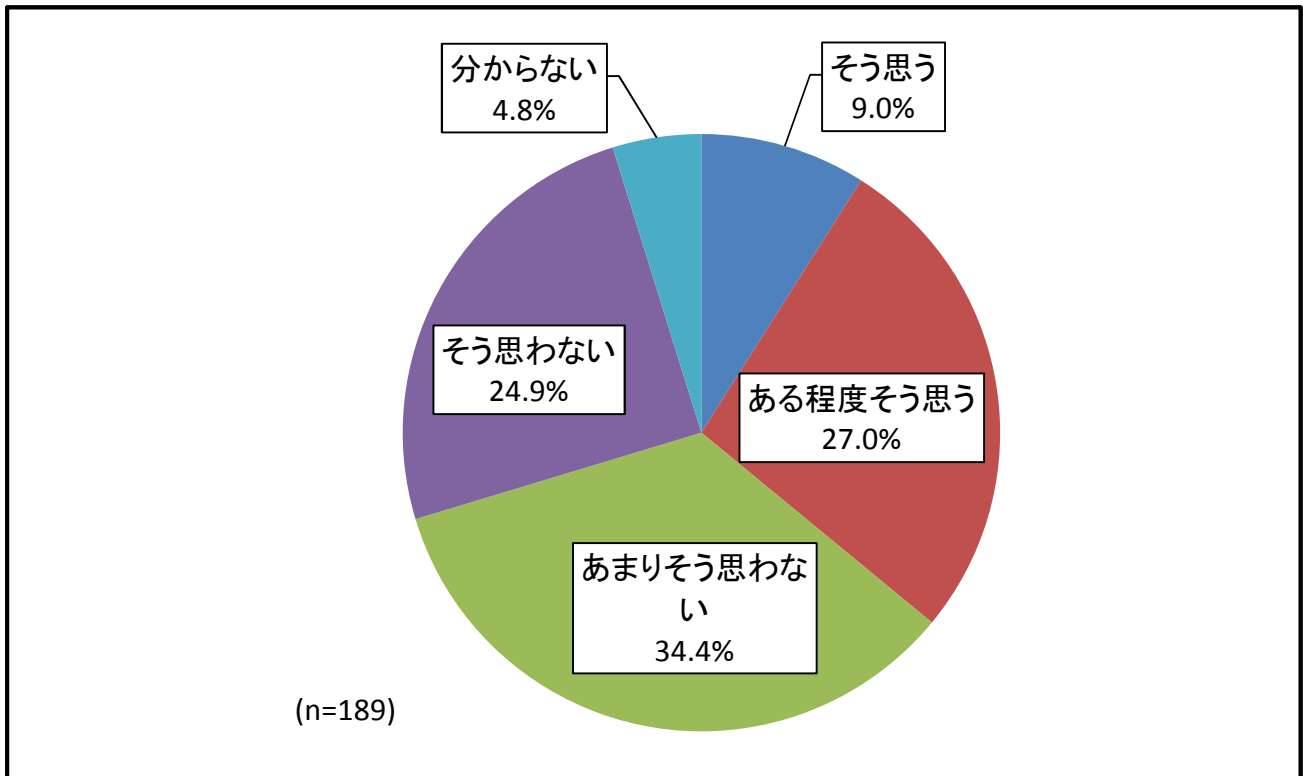
問6 倫理規程で定められている行為規制の内容全般について、どのように思いますか。



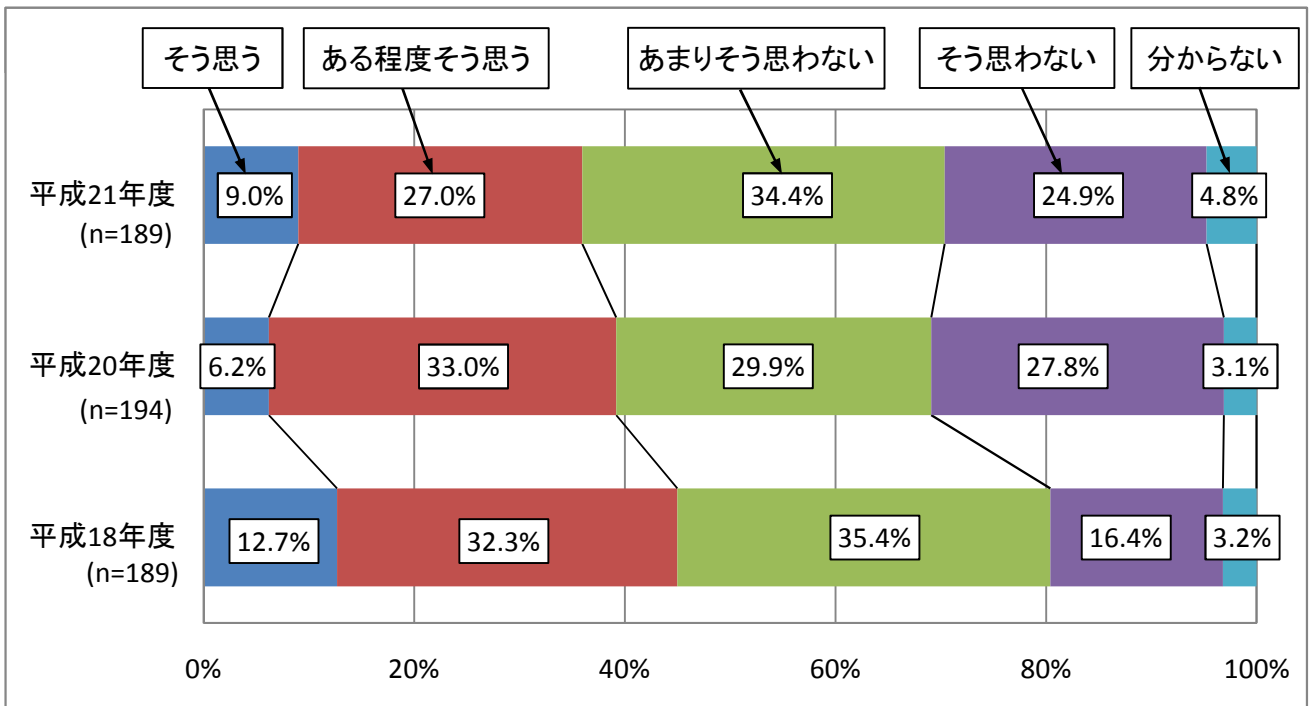
〔参考：過去の調査結果との比較〕



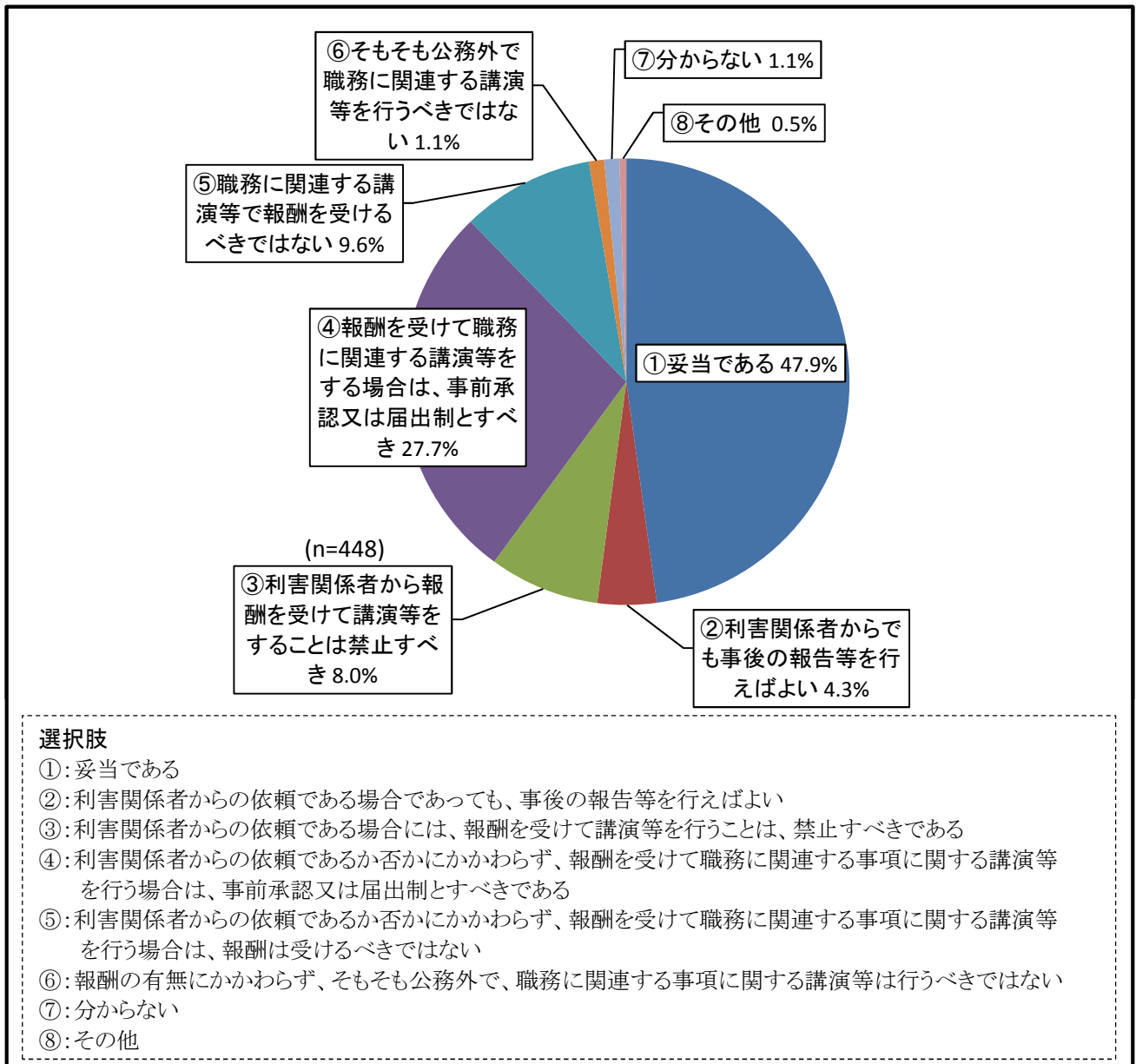
問7 現時点において、倫理法・倫理規程によって、職務に必要な行政と民間企業等との間の情報収集、意見交換等に支障が生じていると思いますか。



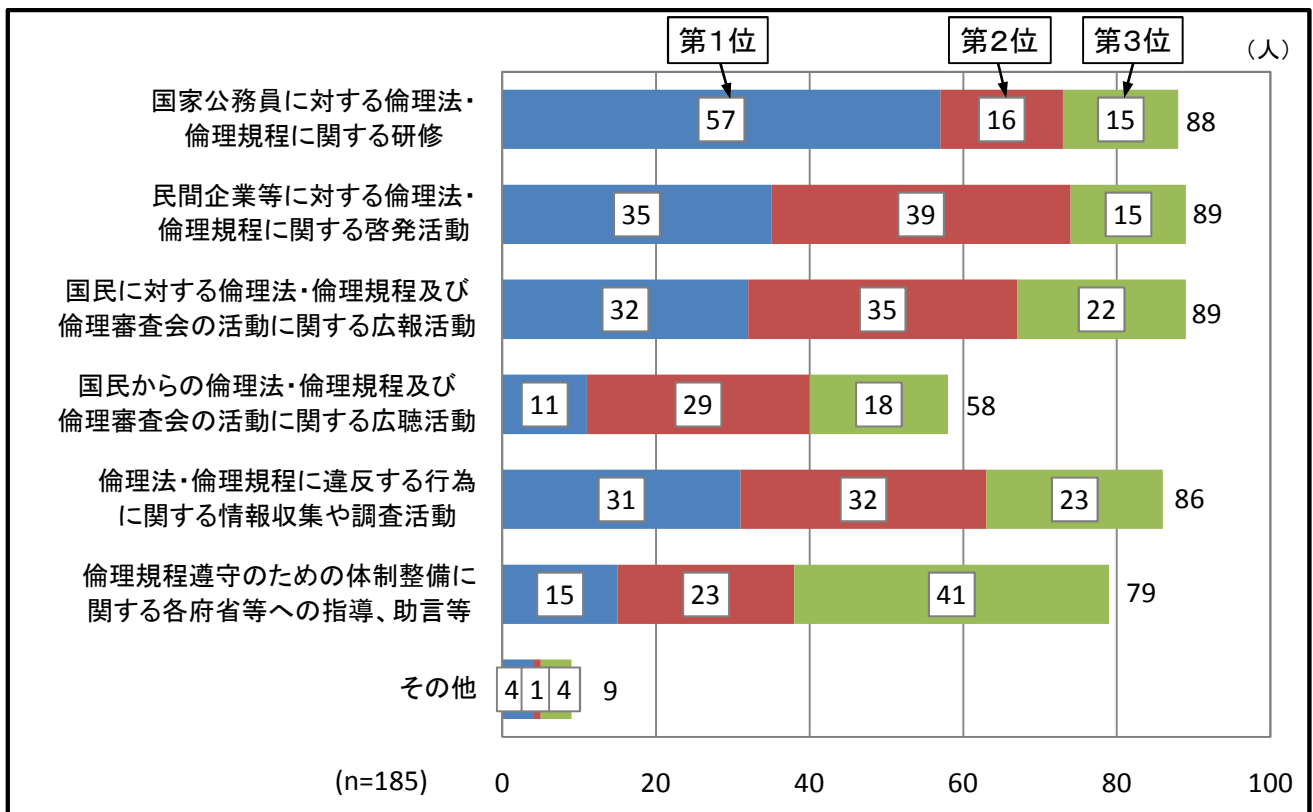
〔参考：過去の調査結果との比較〕



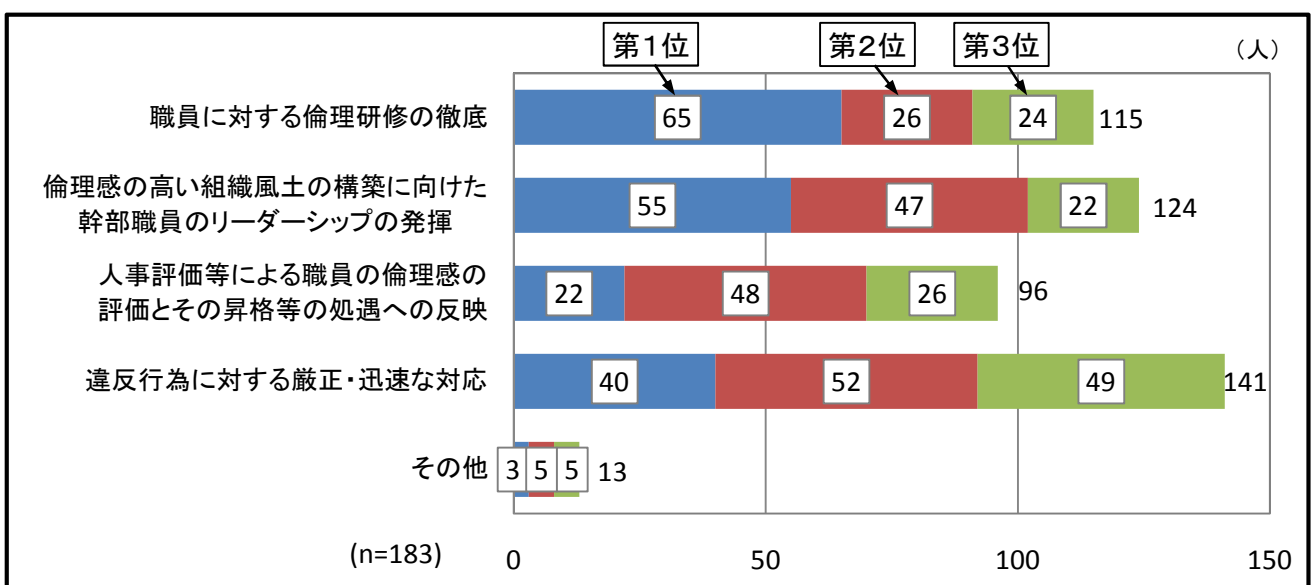
問8 職員が、勤務時間外に報酬を受けて、職務に関連する事項に関する講演、著述、監修、編さん等（以下「講演等」といいます。）を行う場合には、それが利害関係者からの依頼によるときは、あらかじめ倫理監督官の承認を得なければならないこととされています（承認されるためには、報酬の額等が倫理監督官の定める基準の範囲内であることが必要となります。）が、このような取扱いについて、どのように思いますか。



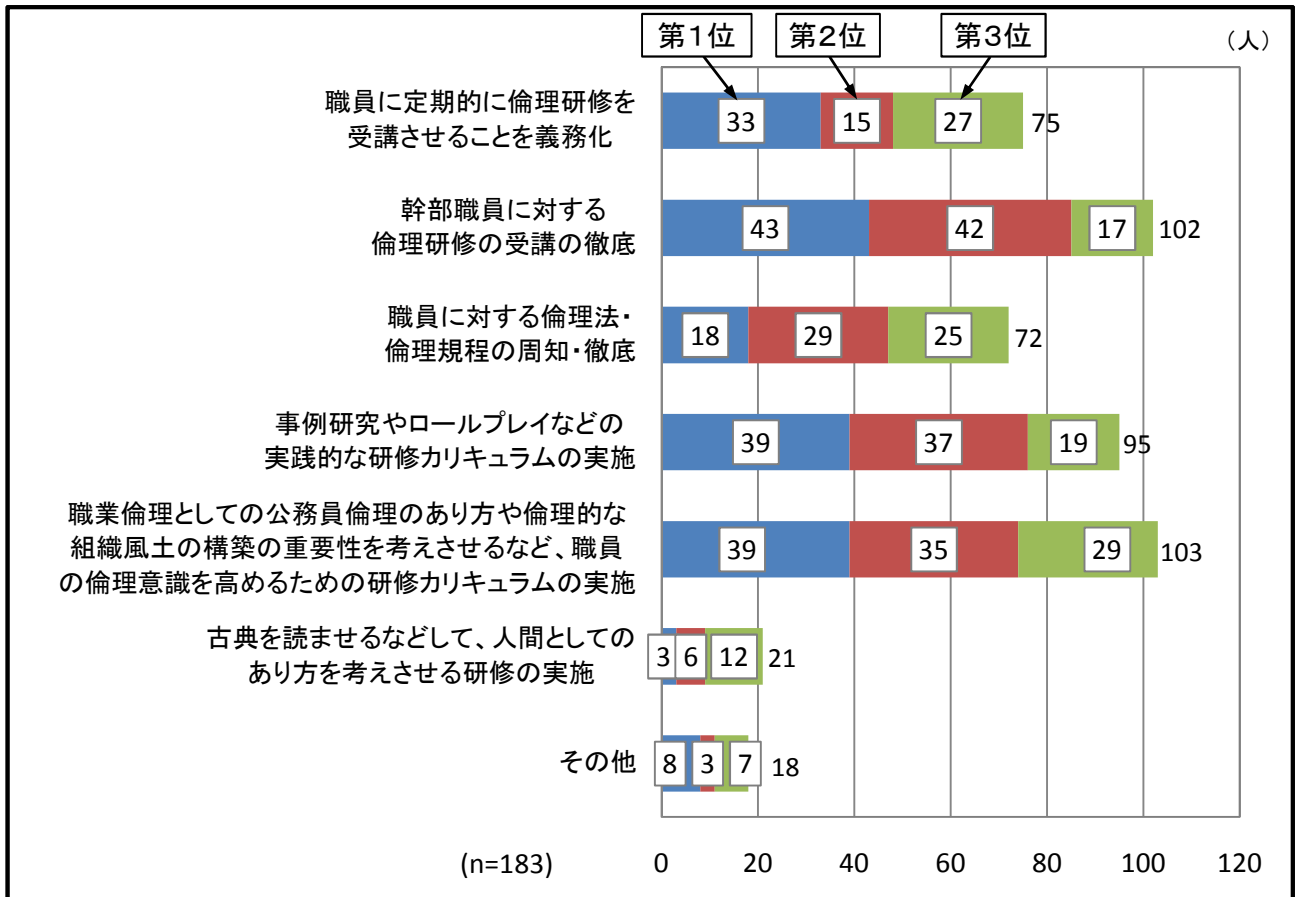
問9 倫理審査会の主な活動内容のうち、国家公務員の倫理保持の現状を踏まえると、現在取組が不足している、あるいは更なる取組が求められると思うものはありますか。取組が必要だと思う順に3つ以内でお選びください。



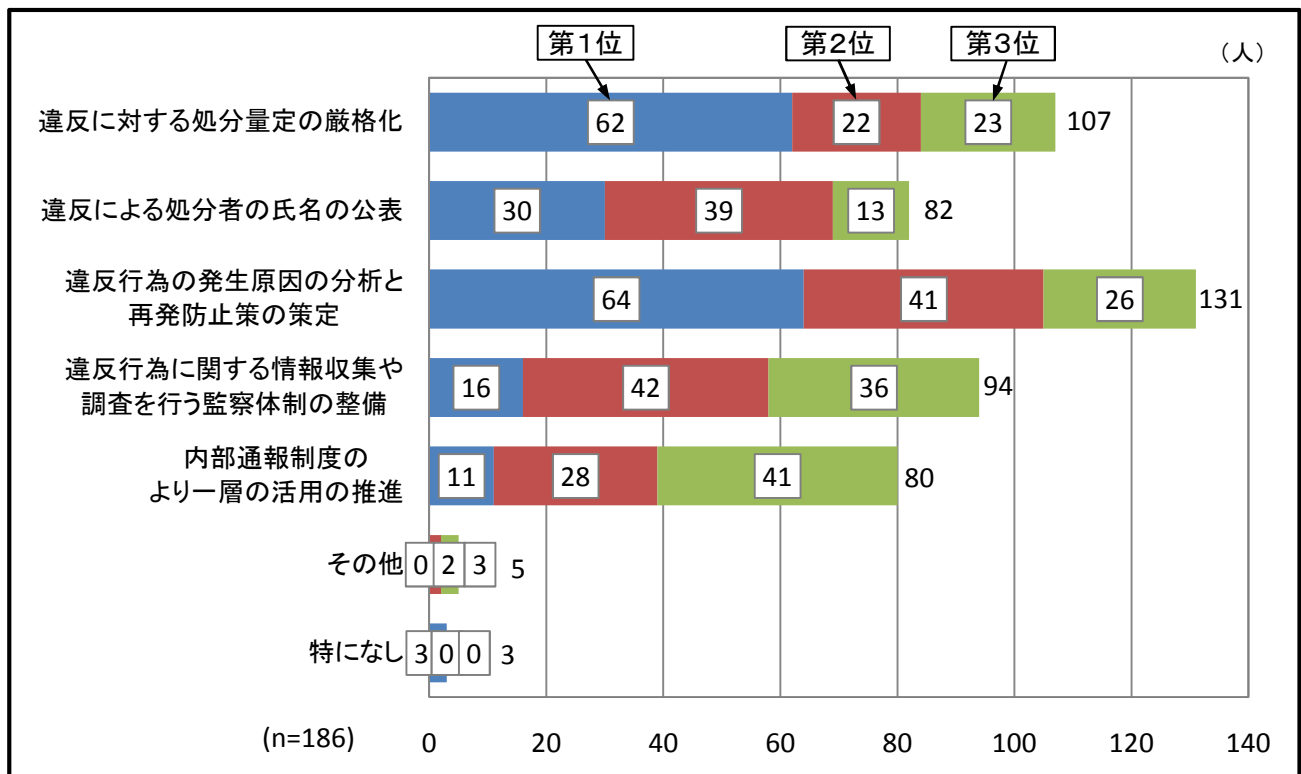
問10 国家公務員の倫理意識の高揚を図るための方策について、有効だと思う順に3つ以内でお選びください。



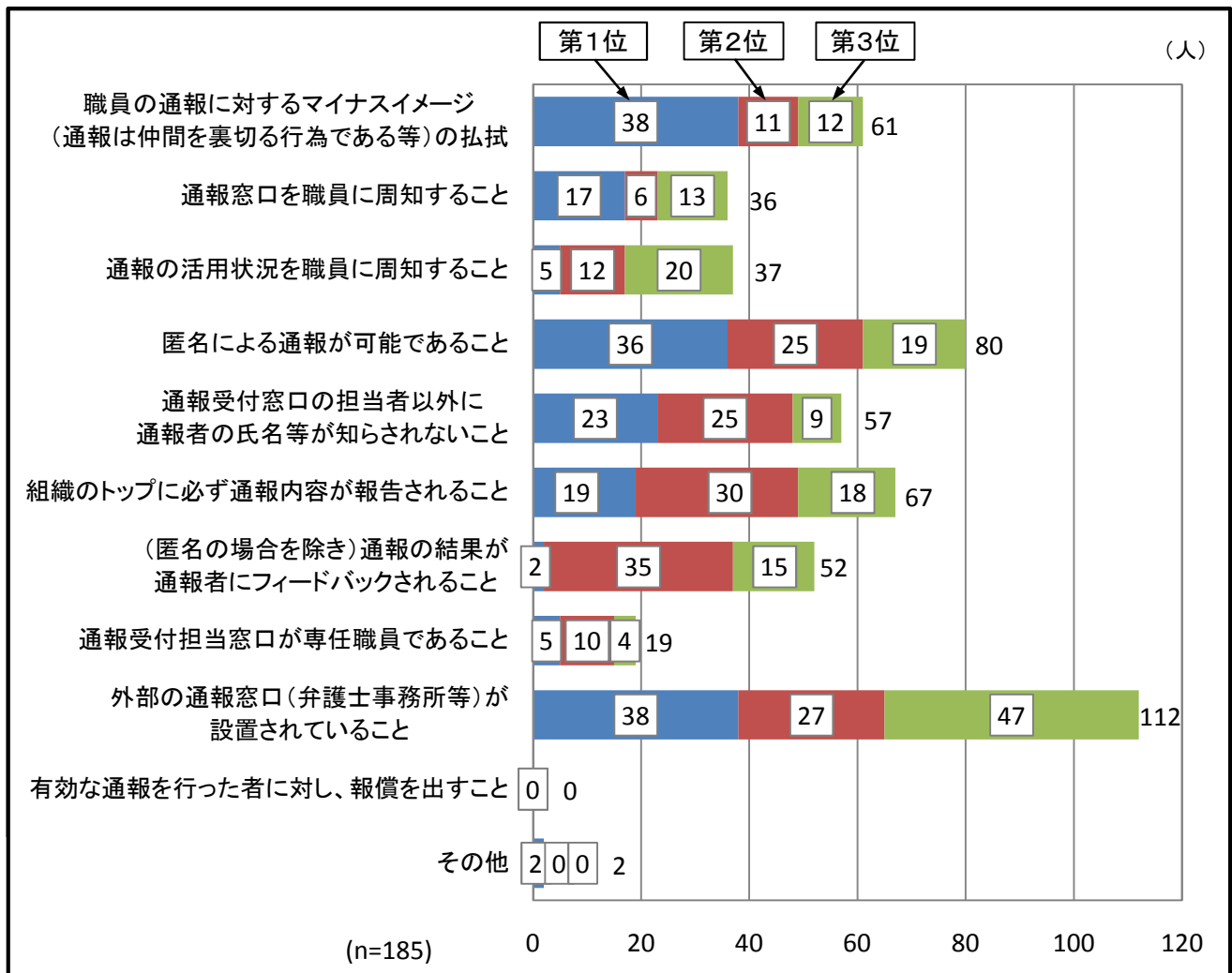
問11 国家公務員に対する倫理研修の効果をもとめるための方策について、有効だと思う順に3つ以内でお選びください。



問12 倫理法・倫理規程違反への対応策について、有効だと思う順に3つ以内でお選びください。



問13 組織内における倫理法・倫理規程違反の未然防止と早期発見のために、職員の違反行為や疑惑や不信を招く行為についての通報、いわゆる通報制度の窓口が各府省において整備されています。通報制度が有効に機能するためには、通報者が不利益を被らないようにすることのほか、どのようなことが重要だと思いますか。重要だと思う順に3つ以内でお選びください。



問14 国家公務員の倫理の保持の状況や、公務員の倫理の確立等について、ご意見、ご提言がありましたら、お聞かせください。

〔意見・提言の例〕

<p>景気低迷の中、公務員は民間と比べれば特殊で、恵まれた地位と思われる。社会の公僕であり、給与は税金からの支給であることから、とりわけ国家公務員には自らを律して国民から信頼、信用される集団でなければならない。国民目線はより厳しいものになったのではないか。</p>
<p>日頃付き合っている公務員の大部分は、大変立派で一生懸命仕事をしている。問題の多くは、個人ではなく、組織にあるのではないか。組織使命の明確化、国家公務員は国民への奉仕者であるとの再認識、リーダーの意識改革が重要であると思う。</p>
<p>公務員にはまだ庶民よりは上、という意識があり、国民を見下すような視座が残っている。このような意識があるのは、公僕意識が徹底していないためで、違法行為や不正が生ずる背景となっている。時間をかけ、このあたりから改革していただきたい。</p>
<p>倫理法・倫理規程による規制は当然のことであるが、国民が公務員に対し「倫理」保持を求める場合、その「倫理」はより広い意味であるように思われる。倫理法は利害関係者からの利益収受に関する規制に限定されているが、公務員による不当、違法な行為や権力行使も倫理欠如の一場面と受け取られていると思われる。</p>
<p>「公務員」「不祥事」でインターネット検索をすると、多数の不祥事例が挙げられる。幹部職員の倫理意識の徹底を図るとともに一般職員に対しても継続的に研修（具体的な事例を示すことが有用）を行っていく必要があると思われる。</p>
<p>一般社会に対し、国家公務員に求めてはならないこと、倫理法・倫理規程により公務員が行えないことをより具体的に分かりやすく示し、「社会規範」として定着させるよう地道に取り組むことが必要ではないか。短期間で目に見える成果はなくとも、継続してやるしかない。</p>
<p>公益通報制度、内部通報制度を組織浄化＝自浄作用発揮・強化のためのシステムとして積極的に位置づけて浸透させ、健全に運用すれば、この制度はコンプライアンス確立にとって大きな力になるのではないか。</p>
<p>殆どの公務員は倫理を守り、業務に精巧しているものと思うが、ごく一部の不適格な公務員が収賄、交通違反、性犯罪等の事件を起こしていると認識。このような規程違反、法律に触れる者は厳罰に処し、それを公開すべきものとする。</p>
<p>予算消化のため消耗品、計器等を買ったことにして業者にその金をプールさせているような行為をする者は、即クビにすべし。同様の行為は民間会社では退職金も支払われない。</p>
<p>国家公務員は、特定の団体や個人の利益を図ることなく、国民全体の奉仕者であるという意識を持って、誠実に職務を執行してほしい。ただし、行き過ぎた公務員バッシングは国家公務員を却って萎縮させてしまう虞がある。国家公務員としての正しい倫理感、目指すべき方向性を示すことが重要。</p>
<p>今、国家財政は極めて厳しく、国民にとっても痛みを伴う改革が求められている折、これまで以上に国家公務員は自分自身に厳しく律していかなければならない。消費者等に受け入れられてこそ企業が成り立つように、国民に信頼され受け入れられてこそ、国が栄える。倫理感の高揚、倫理規程の順守はその大前提となる当然のもの。徹底をお願いしたい。</p>
<p>官僚による不透明な天下りの根絶に向けた取組みが、政治主導で進められることを期待。この問題が解消されない限り、国家公務員に対する国民の信頼を得ることは難しいと思う。</p>
<p>人事評価制度の中で、適切な信賞必罰、適正な能力・業績主義を実施することが、省庁の組織風土を創り、国家公務員一人一人の正しい倫理感を育てることに繋がると考える。</p>
<p>倫理意識の高い職員や倫理保持に努力している職員が重要視される人事評価システムに方向転換をすることが必要である。</p>